第3章 分析結果の評価と今後の課題

1 分析結果の評価

今回行った分析の第一義的な目的は,主として企業結合による効率性という側面にスポットを当てて,従来から経済学者により実施されてきた分析手法や,米国の競争当局で使用されている手法等を参考にしつつ,企業結合による効率性の達成状況や,企業結合後の市場パフォーマンスの変化について,実際に経済学的な手法を当てはめて分析を試みることであった。この点については,データの収集過程,分析過程において様々な課題に直面したものの,一定の分析結果を得ることができ,分析手法としては有効であろうということが分かったという点で,一定の成果が得られたものと考えられる。

他方,具体的分析により得られた結果は,あくまで今回用いた分析手法からの結 論であり他の様々な角度から分析を加えたものではなく,また,データ上の制約等 もあることから、ここで得られた結論について最終的な結果とみなすことはできな い。このような制約条件の下,今回得られた分析結果をまとめれば,今回合併当事 者を対象として実施したアンケート調査結果でもみられたように,近年,グローバ ル競争の激化や国内市場の衰退を背景に、コスト負担の軽減など事業活動の効率性 の達成を目的とした合併が行われている。一方,合併の時期を境に実際に効率性が 達成されているのかについて、主要な合併事例を対象として、合併当事者の財務デ ータとライバル企業の財務データを比較することにより分析したところ,複数の事 例を全体としてみて,合併による効率性の顕著な改善効果はみられなかった。また, 個別事例ごとに合併企業の財務データがライバル企業のそれと比較して改善して いるかどうかをみても、少なくともライバル企業と比較して合併企業の効率性が顕 著に改善しているとみられる事例はほとんどなかった。さらに , 価格を決定する需 要やコスト要因の動きから合併後の価格の予測値を計算し,それを実測値の動きと 比較したところ、実測値が予測値を上回って推移している事例、つまり、それ以前 の状況が継続していれば実現したであろう水準以上に価格が上昇している事例も みられた。今回の個別事例分析は,4つの市場に限定されるものであるが,その中 で特に,合併による集中度の上昇幅が大きい事例や国際的な競争圧力のない事例に おいて、合併による競争上の弊害が生じる傾向がみられた。

いずれにしろ,今回得られた分析結果は限定的なものであり,今回用いた手法や 選定した事例にとどまることなく,様々な手法により更に多くの事例について,経 済学的な分析を試行していくことが重要であると考えられる。

2 今後の課題

企業結合の影響に関する財務分析は,我が国の研究者の間でも行われてきたが, 価格分析や株価イベント分析の先行研究は,米国では比較的多くみられるものの, 我が国ではほとんど行われていない。

今回使用した分析手法のうち価格分析は,米国の競争当局においても,合併後の競争状況の把握のために活用されており,また,株価イベント分析は,Staples / Office Depot 事件に代表されるように,合併が競争(価格)に与える影響を予測するために,実際の合併審査で使用されている手法である。

財務分析や価格分析は、合併の影響を事後的に計測しようとするものであるが、今後多くの合併事例についてこれらの分析が行われることにより、どのような特徴を有する合併において効率性が達成されやすいのか、また、どのような特徴を有する合併において価格が上昇/下落する傾向にあるのかという点について、何らかの示唆を得ることが可能となるものと考えられる。また、今回の分析では十分な検討を行っていないが、価格分析等の精緻化により合併後の価格等の動きを正確に把握した上で、合併前に事前に予測し得たそれらの動向との整合性を検証し、それが一致していない場合には合併前に想定されたどのような条件が満たされていないのかについて検討を行うことにより、今後の合併審査への何らかの示唆を得ることが期待される。

なお,価格分析については,今回実施した分析のうち一部でみられたとおり,合併の競争への影響の把握という側面とは別に,同分析の手法を用いて実測値と予測値の推移をみることにより,カルテルや暗黙の協調行為等の競争制限的行為の存在なしには説明できない価格上昇をとらえることが可能となるケースもあるものと考えられる。

また,株価イベント分析は,合併の影響を事前に予測しようとするものであり, その意味で実際の合併審査に応用可能なものである。今回実施した限定的な分析結 果によれば,株価イベント分析により予測された結果と価格分析により事後的に検 証された結果はおおむね一致しており,今後,更に多くの事例について株価イベン ト分析を実施し,そこで予測された結果を財務分析や価格分析により事後的に検証 することにより,どのようなケースにおいて株価イベント分析の予測精度が高いの かという点について,データの蓄積が図られることが期待される。

(参考)

今後、今回用いた分析を他の事例にも適用していくに当たり、今回用いた分析が持つ限界や問題点、 課題等について整理すると、以下のとおりである。

財務分析

- ・ 同分析は,企業の財務データを使用することから,分析の対象が上場企業の合併に限定され ることとなる。合併当事者の片方が上場している事例は数多くみられるが、今回の分析の結果、 合併当事者の片方にのみ着目した場合には、両方に着目した場合と比較して、分析結果にバイ アスが生じる可能性が高いことが分かった⁵⁷。つまり,合併による効率性の達成状況を正確にと らえるためには、分析対象を合併当事者の双方が上場している事例に限定する必要があるが、 そのような事例は少ない。
- 多角化している企業の場合,企業全体に占める割合が低い商品分野については,合併による 効率性の変化等が企業全体の財務状況に与える影響が軽微なものとなり、その変化を明瞭にと らえることが困難となることがあると考えられる。また、産業や時代に固有の影響を取り除く ため、ライバル企業との対比で合併企業の指標をとらえる必要があるところ、多角化している 企業が多い中で、適切なライバル企業を選定することが困難な状況も考えられる。

価格分析

- ・ 製品差別化が進んでいる市場では,企業ごと製品ごとに価格が異なることから,今回のよう な市場価格を用いた分析は困難となることがある。同様に,輸送コストの大きいような製品で は,地域間の価格の裁定が働かず,地域ごとに価格が異なる可能性がある。
- 価格に影響を与える要因に関するデータをすべて収集することは困難である。
- 合併と同時期に,価格に影響を与える合併以外のイベントが起こっている場合には,価格の 変化が合併の影響なのか、それ以外の影響なのかを特定することが不可能である。

株価イベント分析

・ 日本では,企業間の株式持合いが高く,また,機関投資家の行動により株価の動きが左右さ れる可能性がある。

多角化している企業が多い中で,適切なライバル企業を選定することが困難な状況も考えら れる。

⁵⁷ 一般的に ,財務状況の良い上場企業が財務状況の悪い非上場企業を買収するケースが多いものと考えられ ることから、合併後、上場企業の財務状況は、非上場企業の悪い財務状況に足を引っ張られる形で悪化する ことが多いものと考えられる。このため、合併前の時点で、非上場企業の財務状況を無視して分析を行うと、 この足を引っ張られる効果をとらえることができないという問題がある。

参考文献

Ashenfelter, O. and D. Ashmore and J.B. Baker and S. McKernan (1998), "Identifying the Firm-Specific Cost Pass-Through Rate", FTC Working Paper.

Baker, J.B. (1997), "Contemporary Empirical Merger Analysis", George Mason University Law Review, Vol. 5, pp. 347-361.

Baker, J.B. and T.F. Bresnahan (1985), "The Gains from Merger or Collusion in Product-Differentiated Industries", Journal of Industrial Economics, Vol. 33-4, pp. 427-444.

Barton, D.M. and R. Sherman (1984), "The Price and Profit Effects of Horizontal Merger: A Case Study", Journal of Industrial Economics, Vol. 33-2, pp. 165-177.

Beach, C.M. and J.G. MacKinnon (1978), "A Maximum Likelihood Procedure for Regression with Autocorrelated Errors", Econometrica, Vol. 46-1, pp, 51-58.

Browm, S.J and J.B. Warner (1985), "Using Daily Stock Returns: The Case of Event Studies", Journal of Financial Economics, Vol14,pp3-31.

Chevalier, J.A. (1995), "Capital Structure and Product-Market Competition: Empirical Evidence from the Supermarket Industry", The American Economic Review, Vol. 85, pp. 415-435.

Eckbo, B.E. (1983), "Horizontal Mergers, Collusion, and Stockholder Wealth", Journal of Financial Economics, Vol. 11, pp. 241-273.

Greene, W.H. (2000), "Econometric Analysis: Forth Edition", Prentice Hall, Inc.

Halvorsen, R. and R. Palmquist (1980), "The Interpretation of Dummy Variables in Semilogarithmic Equations", The American Economic Review, Vol. 70-3, pp. 474-475.

Hosken, D and D.O'Brien and D.Scheffman and M.Vita(2002), "Demand System Estimation and its Application to Horizontal Merger Analysis", FTC Working Paper. Hviid, Morten and C.Prendergast (1993), "Merger Failure and Merger Profitability", Journal of Industrial Economics, Vol.41-4,pp.371-386.

Kim, E.H. and V. Singal (1993), "Mergers and Market Power: Evidence from the Airline Industry", The American Economic Review, Vol. 83-3, pp. 549-569.

Kreps, D.M. and J.A. Scheinkman (1983), "Quantity Precommitment and Bertrand Competition Yield Cournot Outcomes", The Bell Journal of Economics, Vol. 14-2, pp. 326-337.

MacKinlay A.C.(1997), "Event Studies in Economics and Finance", Journal of Economic Literature, Vol.35-1,pp.13-39.

Maddala,G.S 著 和合 肇 訳著(1992)「計量経済分析の方法」(マグロウヒル出版)

McAfee, R.P. and M.A. Williams (1992), "Horizontal Mergers and Antitrust Policy", Journal of Industrial Economics, Vol40-2, pp.181-187.

Mullin,G.L.and J.C.Mullin and W.P.Mullin(1995), "The Competitive Effects of Mergers: Stock Market Evidence from the U.S. Steel Dissolution Suit", The RAND Journal of Economics, Vol.26-2,pp.314-330.

Pakes, A. and S. Berry and J. A. Levinsohn (1993), "Applications and Limitations of Some Recent Advance in Empirical Industrial Organization: Price Indexes and the Analysis of Environmental Change", The American Economic Review, Vol. 83-2, pp. 240-246.

Pautler, P.A. (2001), "Evidence on Mergers and Acquisitions", FTC Working Paper.

Pepall, L. and D. Richards and G. Norman (1999), "Industrial Organization: Contemporary Theory and Practice", South-Western College Publishing.

Perry, M.K. and R.H. Porter (1985), "Oligopoly and the Incentive for Horizontal Merger", The American Economic Review, Vol. 75-1, pp. 219-227.

Salant, S.W. and S. Switzer and R.J. Reynolds (1983), "Losses from Horizontal Merger: The Effects of an Exogenous Change in Industry Structure on Cournot-Nash Equilibrium", The Quarterly Journal of Economics, Vol. 98-2, pp. 185-199. Schumann, L. and J.D. Reitzes. and R.P. Rogers (1997), "In the Matter of Weyerhaeuser

Company: The Use of a Hold-Separate Order in a Merger with Horizontal and Vertical Effects", Journal of Regulatory Economics, Vol.11, pp.271-289.

Schumann, L and R.P.Rogers and J.D.Reitzes(1992), "Case Studies of the Price Effects of Horizontal Mergers", FTC Economic Report.

Simpson,J(2001), "Geographic Markets in Hospital Mergers: A Case Study", FTC Working Paper.

Simpson, J.D. and D. Hosken (1998), "Are Retailing Mergers Anticompetitive? An Event Study Analysis", FTC Working Paper.

Stillman, R. (1983), "Examining Antitrust Policy towards Horizontal Mergers", Journal of Financial Economics, Vol11, pp225-240.

Vita, M.G. and S. Sacher (1999), "The Competitive Effects of Not-for-Profit Hospital Mergers: A Case Study", FTC Working Paper.

池田 勝彦・土井 教之(1980)『企業合併の分析 国際比較』(中央経済社)

小田切 宏之(1992)『日本の企業戦略と組織』(東洋経済新報社)

金川 一夫(2001)「財務データを用いた企業合併分析に関する研究 - 本州製紙と福岡製紙の合併について - 」『経営学論集』

小本 恵照(2000)「企業業績と株価に対する合併の影響」『ニッセイ基礎研 REPORT 2000 年1月号』

小本 恵照(2002)「合併によって企業業績は改善したか? - 財務データによるアプローチ - 」『ニッセイ基礎研所報 Vol.24』

小本 恵照(2002)「わが国企業合併の特徴と経済効果」『国民経済雑誌 第 186 巻第 6 号』 (神戸大学経済経営学会編集)

清水 剛(2001)『企業行動と企業の寿命 - 企業行動への新しいアプローチ』(有斐閣)

鈴木 一功 (2002)「M&Aと企業パフォーマンス」『証券アナリストジャーナル 2002.12』

武田 邦宣(2001)『合併規制と効率性の抗弁』(多賀出版)

土井 教之(2002)「合併,アライアンスと産業組織-経済分析の課題-」『経済学論究 第 5 6 巻第 1 号』

林 伸二(1993)『日本企業のM&A』(同文館出版)

星野 靖雄(1990)『企業合併の計量分析』(白桃書房)

村松 司叙(1986)「財務データによる合併効果の分析」『企業会計』,『合併・買収と企業評価』(同文館出版)

山根 裕子(2001)『合併審査』(NTT出版)

参考資料目次

- 参考資料 1 「事業者間の企業結合の規制に関する理事会規則における水平的合併の評価に関する告示(案)」(EC 委員会)
- 参考資料 2 「州の水平的合併ガイドライン」(全米司法長官協会)
- 参考資料3 財務データ分析 ライバル企業一覧
- 参考資料4 合併前の財務データと合併後の財務データの相違の検定
- 参考資料 5 シェアの相違の検定結果
- 参考資料 6 A アンケート調査票(合併当事者)
- 参考資料6 B アンケート調査票(ライバル企業)
- 参考資料 6 C アンケート調査票(取引先企業)

/ J.H.111

「事業者間の企業結合の規制に関する理事会規則における水平的合併の評価に関する告示(案)」

2002年12月11日(EC委員会)

COMMISSION NOTICE on the appraisal of horizontal mergers under the Council Regulation on the control of concentrations between undertakings, 11. 12. 2002 COM(2002)

仮訳

. はじめに

- 1. 略
- 2. 本告示の目的は,関係事業者が同一の関連市場における現実の売り手ないしは潜在的競争者である場合に,委員会が企業結合の評価をどのように行うかについての指針を提供することである。以下では,これらの合併を「水平的合併」と称することとする。この告示で示される指針は,現実ないし潜在的競争者が消えることが関連市場における競争にどのように影響を与えることとなるかについて焦点を当てるものである。
- 3. 略
- 4. 委員会の「水平的合併」の評価に関する解釈は,EC 司法裁判所または第一審裁判 所の解釈に影響を及ぼすものではない。

概観

- 5. 合併規則2条によれば,効果的な競争が共同市場ないしその実質的部分において 著しく阻害される結果として,結合が支配的地位を形成しまたは強化する場合にの み,結合は共同市場と両立しないと宣言される。
- 6. 合併規則の下で届け出られた合併に関する委員会の評価は,相互に関係する基本 的に次の二つの主要な部分から構成される。
 - () 関連製品および地理的市場の画定
 - () 合併の競争上の評価

市場画定の主要な目的は、合併当事企業が直面する競争上の制約要因を体系的な方法で識別することである。製品および地理的次元の両面で市場を画定する目的は、当事企業の行動を制約し、当事企業が効果的な競争圧力から独立して行動することができないようにする、当事企業の現実の競争者を識別することである。この論点についての指針は、共同体競争法の目的のための関連市場の画定に関する委員会告示に見出すことができる。関連市場の画定につながる考慮要因の多く

は、合併の競争上の評価においても重要となりうるものである。

- 7. 本告示は,次の要素から構成される。
 - (a) 合併が,関連市場において反競争効果をもちうる蓋然性(反競争効果の打ち 消し要因が存在しない場合に)
 - (b) 買い手の力が,合併の結果生じる経済力(economic power)の上昇に対する 対抗力(countervailing force)として作用する蓋然性
 - (c) 新規企業による参入が関連市場における効果的競争を維持する蓋然性
 - (d) 効率性が合併によって生じる蓋然性
 - (e) 破綻企業の抗弁の要件
- 8. これらの要素を検討することにより、委員会は、効果的な競争が共同市場ないしその実質的部分において著しく阻害される結果として、合併が支配的地位を形成しまたは強化するか否かを決定することとなる。しかしながら、これらの要素の全てが全ての水平的合併に関連するというわけではない。特に、効率性と破綻企業の抗弁は、届出当事者が、それらの主張が関連性をもつために必要な条件が充たされることを立証する場合に、典型的に分析されるにすぎない(本告示 および 節)。さらに、同程度の詳しさで全ての要素を分析することは必要ではないかもしれない。たとえば、参入が非常に容易で、時宜を得ており、かつ効果的あると認定されれば、他の要因の詳細な分析なしで、競争上の問題点が生じる可能性はないと結論づけるのに十分であるかもしれない。

. 水平的合併の反競争効果の可能性

- 9. 効果的な競争は,価格の低下,製品の品質向上,財および役務の選択の幅の拡大, 技術革新といったように,消費者に利益をもたらす。結合の規制を通じて,委員会 は,これらの利益を消費者から奪う結合を禁止するが,効果的な競争の継続を通じ て,これらの利益を育むのに資する結合を許容する。
- 10. 合併の競争効果を評価するに当たって,委員会は,合併によって生じる競争状態を,合併なかりせば普及していたであろう状態と比較する。ほとんどの場合に,既存の競争状態は,合併の効果を評価するための最も関連するものさし(比較)となる。しかし,委員会は,たとえば,何が関連するものさしとなるかを検討する際に,企業の参入・退出の見込みを考慮するだろう。
- 11. 水平的合併が,支配的地位の形成・強化の結果として効果的な競争を著しく阻害 するおそれのある主要な方法として,次の三つがある。
 - (a) 合併が市場における圧倒的地位を形成しまたは強化するおそれがある。そのような地位にある企業は、しばしば、顧客、現実のないしは潜在的な競争者の行動によっては制約されることなく価格を引き上げることができるだろう。

- 合併が、一ないし複数の売り手に対する重要な競争上の制約要因をなくす (b) ことにより, 寡占市場において, 競争の程度を減少させ, 結果として, 当該 売り手は価格を引き上げることができることとなる。
- 合併が寡占市場において競争の性質を変化させ、その結果、従前自分達の (c) 行動を調整していなかった売り手は、今や協調することができ、ゆえに価格 を引き上げることができる。合併はまた,合併以前に協調していた売り手の 協調をより容易にするかもしれない。
- 12. 委員会は,合併によってもたらされる変化がこれらの効果のいずれかを招来する かどうかを評価することとなる。寡占市場では,合併は,(b)および(c)の二つの方 法で、効果的な競争を著しく阻害しうる。それらはともに特定の取引を評価する際 に関連するかもしれない。両シナリオにおいては、引き上げられた価格は消費者厚 生を低くするだろう。

市場の特徴および集中度

- 合併の反競争効果を考慮する場合には、市場についての多くの基本的事実が検討 されなければならない。これらの中には,市場シェア,集中度の水準,および技術 革新の重要性のような要素が含まれる。
- 市場シェアは、しばしば、合併当事企業およびその競争者双方の競争上の重要性 を図る最初の有用な指標となる。しかし,現在の市場シェアは,競争状態が,たと えば企業の退出・参入ないし拡大の見込みの観点から,近い将来変化するかもしれ ないことが示される場合には,あまり重要ではないかもしれない。これは,合併当 事企業が multiple sourcing 戦略をとる顧客の需要を失う見込みが高い場合にあ てはまりうる。入札市場では,市場シェアは,合併のありそうな競争上の影響につ いて情報を与えるものではないかもしれない。これらの場合には、入札手続におけ る市場参加者の役割について,たとえば,win/loss 分析の手段によって,ダイレ クトな情報を獲得するのが望ましい。顧客の選好に関する情報がより正確になれば なるほど,任意の合併の競争効果の可能性の指標としての市場シェアに置かれるウ ェイトはより小さくなるに違いない。
- 15. 過去の市場シェアの変化は、しばしば、競争プロセスについての有益な情報とな り,また,たとえば,どの企業が市場シェアを獲得しあるいは減らしているかを示 すことによって,さまざまな競争者の将来の重要性についての有益な情報となる。
- 16. 市場における全体の集中度もまた,市場における競争状況について有益な情報を 与えてくれる。委員会は、合併後の市場における競争圧力の最初の指標として、八 ーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI)を適用するだろう。HHI は,市場におけ る全企業の個々の市場シェアの二乗の合計によって計算される。HHI は,企業の市 場シェアが大きくなればなるほど,それに比例して大きくなり,競争プロセスにお

ける重要性と対応するものとなっている。委員会は,合併後の合計 HHI が 1000 以下のままである場合には事案を調査する見込みは乏しい。

- 17. 競争分析の重要な部分は,特定の市場において競争の主要なパラメーターを打ち立てることである。二つの大まかな競争タイプが通常区別される。第一は,産出量ないし生産能力を主とした競争は,実際には,企業が産出量ないし生産能力を選択し,そしてその後,需要水準を所与として,かかる産出量の販売価格を調整する場合に生じる。たとえば,ある種の商品産業では,価格水準は,市場における全体の産出水準によって決定される。第二に,価格を主とした競争は,企業が価格を設定し,需要量にしたがって生産水準を調整する場合に生じうる。
- 18. しかし,ある種の市場では,イノベーション(技術革新)が主要な競争作用となっている。これらの場合には,委員会は,どのように合併が当該市場における技術革新を行う競争圧力に影響を与えるかについて検討する。

市場において圧倒的な地位を占める企業

- 19. ある合併計画によって、それが認められれば、市場において圧倒的な地位を占める企業が誕生することがある。これは、当該取引の結果として、合併当事企業が関連市場における現実の競争相手の行動によっては、どんな方法であれ、制約を受けない場合に生じうる。圧倒的な市場における地位は、さまざまな基準を参照して認定される。
- 20. 十分に確立された判例法 (case law) によれば,非常に大きな市場シェア 50%を超えるもの は,特段の事情がない限り,特に,市場における他の競争者がかなり小さいシェアしか有していない場合には,それ自体,市場支配的地位存在の証拠となるかもしれない。実際,弱小な企業は,たとえば,自己の生産を拡大するインセンティブないし能力をもたず,当該市場において全体として十分な存在感がない場合には,抑止的な影響力をもつものとして機能しないかもしれない。合併後の市場シェアが 50%以下のままの企業もまた,競争者の強さおよび数のような他の要素の観点から市場における圧倒的な地位をもつものと考えられるかもしれない。
- 21. さまざまな要素もまた,合併当事企業の経済力(economic power)の程度を決定するために考慮されるかもしれない。

規模と範囲の経済:大規模生産・流通がある場合はいつでも,圧倒的な 企業に小規模競争者に対して戦略的利点を与える。

優先的供給アクセス:圧倒的な企業は垂直的に統合され,あるいは,小規模ライバル企業による拡大が困難であるかコストのかかるかもしれない上流製品の供給について,確立した十分なコントロールをもっているかもしれない。

高度に発展した流通および販売ネットワーク:圧倒的な企業は、ライバ

ルが複製するのが困難な,独自の密集したアウトレットネットワーク,確立した流通ロジスティックス,あるいは広範な流通販売の地理的範囲を有しているかもしれない。

重要な施設ないしは主導的技術へのアクセスは,合併当事企業に,競争者に対する戦略的利点を与えるかもしれない。

物質的資本ないし金融資本のような特定のインプットへの優先アクセス。大多数の場合には金融上の強みは問題となるおそれは乏しい。しかし、何らかの場合には、競争上の懸念を生じさせる合併に寄与する要因の一つとなるかもしれない。特に、(i)金融(finance)が審査対象の産業の競争プロセスに関連する場合、()内部での資金調達能力(internal financing capabilities)の点で競争者間に著しい非対称が存在する場合、(iii)産業の特定の特徴によって、企業が外部の資金を調達するのが困難である場合。

- 22. 上掲の要素のなかには,圧倒的企業の顧客に利益となりそうなものもある(節 参照)。しかし,それらはまた,競争者にとって,個別であれ,全体としてであれ,十分な程度まで圧倒的企業を効果的に抑止することを困難にするものかもしれない。たとえば,小規模企業の拡大ないしは新規競争者の参入を困難にするかもしれない。そこで委員会は,合併当事企業が,価格引き上げないしは産出量の引き下げが利潤とならないのに十分な残余の競争に直面するかどうかを,吟味することになるだろう。
- 23. 合併は,残りの競争的な制約要因のいくつかをさらに除去することによって,圧倒的企業を形成しまたはそれを強化することになるかもしれない。合併の特定の競争効果を確認するためには,特に,合併以前に,合併当事企業が互いにどのような競争上の制約要因を作用し合っているを検討し,また,それらの制約要因の除去によって合併当事企業が著しく価格を引き上げることになるかを検討するのが適切であろう。このように,ブランド間のライバル関係の除去,ないしより一般的には,当事者間のライバル関係のが当該市場における競争の主要な源泉となっていたという事実は,分析の重要な要素であるかもしれない。合併等事業の一方が,小規模ではあるが,重要な競争的機能を持っていたという事実もまた,市場が既に集中している場合には特に,関連するかもしれない。この分析は,非共謀寡占に関する次節でより詳しく述べられるものと類似のものとなっている。
- 24. 合併が効果的な競争が著しく阻害されるおそれがあるほど支配的地位を形成し強化するかを決定するに当たっては,委員会はまた,参入障壁,買い手の力,ないし効率性の分析(節参照)が否定的な結論を示すかどうかを考慮することとなる。

非共謀寡占

25. 多くの寡占的市場は健全な競争を示している。しかし,ある種の状況下では,合併のなかには,一ないし複数の売り手に対する重要な競争上の制約要因を除去することによって競争の程度を減少させるものが存在するかもしれない。かかる売り手は,結果として,合併後に価格を引き上げ産出量を減少させるのが利潤となると分かる。最も直接的な効果は,合併当事企業が互いに作用しあっていた競争上の制約要因の除去であろう。合併以前には,合併当事企業は,互いに競争上の制約要因を行使していたかもしれない。合併当事企業の一社が価格を引き上げるか産出量を削減しようとしていたら,その場合には,もう一方の合併当事企業へ顧客が逃げるために,利潤となりえないかもしれない。このように,合併は特定の制約要因を除去するだろう。加えて,非合併企業もまた,当該合併によって生じる競争的圧力の減少から利益を受けうる。というのも,当該合併当事企業の価格引き上げないし産出量の減少は,需要の幾分かをライバル企業へスイッチさせ,そのことが,今度は,当該ライバル企業にとって価格を引き上げることが最適となることが分かるかも

市場シェアおよび集中度

26. 非共謀寡占における水平的合併を評価するに当たっては,委員会は,さまざまな集中度の算定指標を考慮するだろう。高度な集中水準は,市場における競争圧力の欠如を示しうるものである。委員会は,財が比較的同質的か差別化されているかどうかによって,異なる算定指標を用いるだろう。

しれないからである。これらの競争的な制約要因の除去は、関連市場において有意

な価格引き上げないしは産出量の減少を招きうる。

- 27. 比較的同質的な製品の文脈では,HHIの指標は,市場における競争状態を判断するのに特に適切な指標となる。合併によりHHI2000以上およびHHIの上昇分150以上となる場合には,当該合併は,ECMR6.1(c)の意味において深刻な疑義を引き起こすおそれが高い。
- 28. 差別化された製品市場では,競争的な制約要因はさまざまな製品間の代替性の程度によって決定される。データが利用可能であれば,代替性の程度は,顧客の選好の調査,購入パターンの分析,問題の製品の交叉価格弾力性の推計,ないしは転換率(diversion ratios)の推計によって評価されるかもしれない。
- 29. 市場シェアは,差別化された製品市場において競争の激しさを示す不完全な指標であるが,それでもなお,市場におけるありそうな競争圧力について情報を与えてくれるものかもしれない。合計市場シェアが限られた結合は,効果的競争著しく阻害しうる経済力水準となるおそれは乏しい。このことは,残りの競争者の製品が十分に同質的な代替関係にあるとして,関係当事企業の市場シェアが共同市場ないしはその実質的部分において25%を超えない場合にはそうである。

企業が主に産出/生産能力で競争している市場

- 30. 産出ないし生産能力水準が寡占企業によってなされる最も重要な戦略的決定である市場では,企業にとって重要な関心は,自己の産出量ないしは生産能力がどのように市場価格に影響を及ぼすかである。製品が比較的同質的な場合には,合併当事企業は合併以前の合計水準以下に産出量ないし生産能力を減少させるインセンティブをもつかもしれず,そうして,市場価格を引き上げるかもしれない。合併以前には,合併当事企業の一方による産出量の制限に伴う価格引き上げは,販売マージンの拡大を通して,この特定の当事者に利益を与えるにすぎない。合併後には,当該高マージンは,もう一方の合併当事企業によってなされる販売に対しても享受されるだろう。しかし,合併後の価格引き上げの程度は,ライバル企業の産出量拡大の能力とインセンティブによるだろう。
- 31. ライバル企業が十分な産出量を持つ場合には、買い手は、ライバル企業が産出量を拡大するのが依然として利潤となる限り、代替的供給源を容易に見つけることができる。この場合には、合併後の価格引き上げは限られるかもしれず、委員会は、懸念する理由は見出せないかもしれない。しかし、競争者は、合併当事企業による産出量の引き下げを相殺するのに十分に産出量を拡大するのが不可能かそのおそれが乏しい場合が存在するかもしれない。そのような産出量の拡大は、特に、競争者が拘束力のある生産能力の制約に直面する場合、または、既存の過剰生産能力が現在使用している生産能力以上に生産するのが著しくコストのかかる場合には、生じるおそれは乏しい。
- 32. 企業が差別化された製品を提供している場合もまた,産出量と生産能力の選択が価格を決定するかもしれない。各製品の特定の価格はその特質によって変わるかもしれないが,この種の市場における全体の価格水準は,企業の産出量決定と需要の全体の水準に密接に関係している。この文脈では,合併当事企業の製品の一方の産出量の減少は,競争関係にある生産者の需要量の上昇につながるおそれが高い。合併当事企業の産出量減少のインセンティブは,合併当事企業の製品間の代替性の程度が強くなればなるほど,強くなるだろう。ライバルによる反応は,ライバルが生産能力の制約に直面する場合,および,ライバルの製品が合併当事企業の製品と適切な代替品ではない場合には,あまり有意ではない見込みが高い。
- 33. 合併の影響を決定するためには,委員会は,上述のような,合併企業の産出量を減らす能力とインセンティブについて分析を行うだろう。委員会はさらに,参入障壁,購買力,効率性について分析を行うだろう(節 節参照)。

企業が主に価格で競争する市場

34. 特定の市場では,価格の設定は,寡占者によってなされる最も重要な戦略的決定である。たとえば,製品差別化は,企業に,何らかの価格の柔軟性を与えるかもし

れない。合併により、新規企業にとって合併当事企業間の競争の喪失の結果として 価格を引き上げることが利潤になると分かる場合には、競争に対する否定的効果が 生じるかもしれない。合併以前には、合併当事企業の一方が価格を引き上げたら、 もう一方の企業へ流れるという意味で、合併当事企業は、お互いに対して競争的な 制約作用を行使したかもしれない。

- 価格を引き上げるインセンティブは、各合併当事企業が、一方の合併当事企業の 製品に販売が増えることで取り返すことが期待される販売喪失分の割合に強く関 係している。委員会は,第一に,合併当事企業の製品間の代替性の程度に注目する だろう。合併当事企業の製品間の代替性の程度が高ければ高いほど、合併当事企業 が価格を引き上げるインセンティブは強くなり、合併後の価格引き上げがもたらさ れるおそれが高くなりうる。
- 36. 委員会は,第二に,合併当事企業とその競争者の製品との間の製品差別化の程度 を評価するだろう。ライバル企業が、代替性の遠い製品を提供する場合よりも、近 接した代替性をもつ製品を生産する場合のほうが ,合併当事企業の価格引き上げイ ンセンティブはより制約を受ける。合併当事企業の製品とライバルメーカーの供給 する製品との間に高い代替性の程度が存在する場合には、委員会は、あまり懸念し ないだろう。たとえば,消費者が特に近接した製品と考えている製品を供給してい る二生産者間の合併は、顕著な価格引き上げを生み出しうる。しかし、ライバル企 業が,合併当事者の製品と近接した代替関係にある製品を提供するならば,その場 合には,合併後の価格引き上げは限定されるかもしれない。
- 37. ある種の市場では,活動中の企業(active firms)が自己の製品をリポジションし たり,自己の製品ポートフォリオを拡大することが比較的容易でそれほどコストが かからないかもしれない。委員会は、合併当事者ないしその競争者によるリポジシ ョニングの可能性ないし製品ライン拡大の可能性が合併当事企業の価格引き上げ インセンティブに影響を及ぼすかもしれないかどうかを検討するだろう。製品リポ ジショニングないし製品ラインの拡大は、それに大規模な埋没費用がかかる場合に は,生じる見込みは乏しい。
- 合併の影響を決定するために,委員会は,上述のような,合併当事企業が価格を 38. 引き上げる能力とインセンティブを分析するだろう。委員会はさらに,参入障壁, 購買力,あるいは効率性について分析するだろう(節- 節参照)。

入札市場

売り手がそれぞれの特定の買い手に特定の申し出を行うために競争している状 況では,合併の競争効果分析は,上記とは異なるかもしれない。特に,入札市場の 場合には,主な競争的結果は,複数の競争入札の存在によって確保されている。委 員会は,合併当事企業の各々が最も信頼できる競争者である見込みの高い場合に,

入札競争が存在するかどうかについて,分析を行うこととなる。このことは,合併 当事者が最低コストをもつ入札者である場合,および落札者に対して競争的な制約 を行使するのに十分低いコストをもつ他の入札者が存在しない場合にあてはまり うる。

協調(co-ordination)のリスクの増大

- 40. 合併は,寡占市場の競争の性質を変えるかもしれず,その結果として,売り手は,いままで自己の行動を調整していなかったものが,今では,EC条約81条の意味内容において,合意を締結し,または協調行為にたよる必要なく,協調し,したがって自己の価格を引き上げることができる。市場構造の変更は,売り手が,永続的規模で,競争的価格以上に販売することを目的とした,市場における一連の行為を採用するのが可能で,経済的に合理的で,したがって望ましいと考えるものになるかもしれない。
- 41. 合併はまた、協調をより頑健なものにすることによって、あるいは、競争的帰結から乖離することによって、合併以前に既に協調していた売り手にとって、協調をよりたやすくするかもしれない。協調が当該取引以前に既に生じている場合には、当該合併がそのような協調を崩壊させる見込みが高いと判断されない限り、委員会は、当該合併を承認する見込みは乏しい。
- 42. 協調は,さまざまな形態をとるかもしれない。ある種の市場では,最もありそうな協調は,競争水準以上に価格を維持し引き上げることを目的としているかもしれない。他の市場では,協調は,市場にもたらされる生産量ないし新規生産能力規模の制限を目的としているかもしれない。企業はまた,たとえば,地理的範囲を分割し,あるいはその他の顧客の特徴によって分割し,もしくは,入札市場での契約落札を持ち回りでやることによって,市場分割の協調を行うかもしれない。
- 43. 協調は,協調条件の確立がかなり単純な市場で現れるおそれがより高い。これ(協調条件の確立)には,協調のタイプと協調を規律する暗黙のルールとが,ともに含まれる。このため,当事者は,どの行動がアグレッシブ(抜け駆け)であるかについて,共通の認識に到達することができるに違いない。これによって,他の寡占メンバーによる対抗的反応(懲罰)を保証することができるのである。
- 44. 三つの基本的条件が、協調が維持されるために充たされなければならない。第一に、協調企業が、協調条件が維持されるかどうかを十分な程度まで監視することができなければならない。すなわち、グループ内の企業のいずれかが協調条件から逸脱しているかどうかを発見できなければならない。第二に、逸脱が発見される場合に、十分に機能しうるような、信頼できる抑止メカニズムが存在していなければならない。そのような抑止メカニズムは、協調条件につき従うことが自己の最善の利益であると協調企業が納得できるほど十分にきついものでなければならない。第三

- に,顧客と同様,現在および将来の競争者のような,アウトサイダーの行動が,協 調によって期待される結果を危殆化することができないものでなければならない。
- 協調条件を確立するのが合理的にみて容易であり、上述の三基準が十分な程度ま 45. で充足される市場は、協調行動が出現する見込みが高い。実質的な協調が必ず生じ るわけではないことはいうまでもない。しかし,寡占下において企業数が少なくな ればなるほど、企業は有利な市場条件を利用することができ、相互協調の状況を確 立し、改善することができるだろう。ほとんどの場合には、この文脈での合併は、 既存の協調を強化し、またはそれが生じる見込みを増やすこととなるだろう。
- 委員会は、合併後の状況と合併がこの点でもたらす変化のなかで、協調条件を確 立するのが可能であるかどうか、および、三つの必要条件が十分に充たされるおそ れの高いかどうかについて、検討を行う。このことは、合併が協調発生のリスクを 高め,協調をよりたやすくないしはより成功裡に導くかどうかについて委員会が評 価する余地を認めるものとなろう。
- 47. 委員会は,問題となっている市場の構造的特徴とこれらの市場における企業の過 去の行動の両方を考慮に入れる。多くの構造的特徴は、上記の複数の条件にとって 重要である。
- 48. 特定の関連市場における協調の可能性の分析は,典型的には,多量の情報の考慮 を必要とする。それらの情報は、全てが、同じ結論を示しているわけではないかも しれない。同様の製品ないし地理的市場における過去の協調の証拠は,このため, 上述の必要条件が当該合併に関連する市場においても充たされる見込みが高いこ とを示す,有益な情報であるかもしれない。同様に,企業は,協調の出現の可能性 を乏しくさせるような方法で,合併以前には積極的に競争しているかもしれない。

協調条件の確立

- 49. 協調は ,寡占メンバーがどのように協調メカニズムが機能するかに関して容易に 共通の認識に到達しうる場合には、より生じる見込みが大きい。メンバーが、調整 行動に沿って何を考えているか、どの行動が他の寡占メンバーからの懲罰をもたら す見込みが高いのかに関して,同様の見方をもっていなければならない。
- 50. 一般に,経済環境が単純で安定していればしているほど,企業が協調条件を確立 することはよりたやすくなる。多くの差別化された製品の市場における何百もの価 格についてよりも,単純で同質的な製品の一つの価格について協調するほうがより 容易である。同様に,需要と供給の条件が絶えず変化している場合より,それらが 比較的安定してい場合のほうが、価格について協調するのはより容易である。この 文脈では,市場におけるいくつかの企業による実質的な有機的成長は,現在の状況 が協調をありそうにするほど十分に安定していないことを示しているかもしれな い。市場分割の方法による協調は、協調企業が容易に顧客を配分することができる

単純な特徴を顧客がもっている場合には、よりたやすくなるだろう。そのような特 徴は,地理的な事情,顧客のタイプ,または,単にある特定の協調企業から通常買 っている顧客の存在に基づいているのかもしれない。

- しかしながら,協調企業は,複雑な経済状況から生じている諸問題を克服する方 法を見つけているかもしれない。たとえば,彼らは,多数の価格について協調する ことの複雑さを減らす単純な価格設定ルールを確立しているかもしれない。そのよ うなルールの一例として,少数の価格設定ポイントを確立し,それによって,協調 にかかる問題点を劇的に減少することが挙げられる。もう一つの例として,一定の 基準価格(base prices)と他の多くの価格との間に固定した関係をもち,その結果, 全ての価格が基本的に並行して動くというものである。
- 他の企業についての詳細な知識もまた、協調条件を確立する場合の問題点を克服 するのに資するかもしれない。特に、費用構造のような透明性が重要であるかもし れない。相互株式保有ないしジョイントベンチャーの参加のような構造的リンクは、 寡占者間のインセンティブの調整(斉一化)に資するかもしれない。協調の共通条件 を確立するもう一つの方法として,出版物(press)を通じた戦略情報を公に交換す ることである。そのような例の一つとして、企業が、ある年から次の年にかけてど れくらい追加の生産能力を市場に投入するかについての協調に対し攻撃にさらさ れている場合が挙げられる。どれくらいの需要の増大が予期されるかを公表するこ とは、この攻撃を克服する一つの方法である。市場の状況が複雑になればなるほど、 より多くの透明性ないしコミュニケーションが協調条件の確立にとって必要とな る。
- 53. また,企業が対称(symmetric)であればあるほど,企業は協調条件を確立するの はより簡単であると分かるであろう。企業間の対称性は、企業が協調する両立可能 なインセンティブを有する蓋然性、特に、協調の望ましい条件とは何かについて合 意する蓋然性を高める。たとえば,同様のコスト構造と市場シェアをもち,同様の 生産能力水準で事業を行い,同程度の垂直的統合を行っている企業は,望ましい価 格で協調するのが比較的容易であると分かる見込みが高いであろう。
- 委員会は,企業が協調条件を確立することがどれくらいたやすいと考えるかに関 して,当該合併もたらすかもしれない何らかの変化に特別の注意を払うだろう。た とえば,合併は,企業の一定のグループの市場シェア,生産能力利用の水準,垂直 的統合の程度,ないしは費用構造をより類似のものにすることによって,当該企業 グループの対称性を増大するかもしれない。合併はまた,競争者よりも低い価格を 好むことを過去一貫して示してきた企業に関するものであるかもしれない。そのよ うな企業は , しばしば「一匹狼 (maverick)」と称される。もし合併される企業が他の 競争者と類似の価格(設定)戦略をとるとしたら,残りの企業は望ましい価格で協調 するより容易になると考えるだろう。そして、当該合併は協調の蓋然性を高めるだ

ろう。

監視(Monitoring)

- 55. 協調企業は、協調条件から逸脱することによって、たとえば、価格を引き下げ、自己の生産能力を拡大し、あるいは、確認できるもの以上に多くの入札を落札しようとすることで、自己の市場シェアを拡大しようとする誘惑に常にかられている。時宜を得た「懲罰」の恐怖だけが、企業を逸脱しないようにさせている。そのような抑止メカニズムがいつ機能するかを知るためには、協調企業は、逸脱が生じるかどうかについて十分な程度まで監視することができなければならない。それゆえ、市場は、協調企業は、どんな選択を他の企業が行うのかについて、時宜を得た方法で監視することができるほど十分に透明でなければならない。
- 56. 透明性の程度は,どのような取引が特定の市場で生じるのかに特に依存する。透明性は,取引が,相対ベースで,売り手と買い手との間で,秘密裡に交渉される市場の場合よりも,取引が申し込みと需要が一致する場合に公開の取引所で生じる市場のほうがより高くなる。公に利用可能な価格リストは,それらが取引価格を反映する傾向がある限りにおいて透明性をもたらすかもしれない。透明性は,現実の価格もまた観察不能な割引を含む場合には,減少するかもしれない。
- 57. 特に,入札市場においては,透明性の程度は,適用されるオークション手法のタイプにもよる。秘密競争入札において,入札者は,他の入札者が提出した申し出に関する情報にアクセスすることができないかもしれない。公開のオークションでは,ある入札者による入札行為は,他の入札者にとって容易に観察可能になっている。同様に,他の市場では,各取引についてのどの種類の情報が公に利用可能であるかを調査するために,透明性の程度を調査することが重要である。市場の中には,価格が公に利用可能なものもある。
- 58. 市場における透明性の水準を評価する場合に,鍵となる要素は,利用可能な情報から推論されうる他の寡占者の行動についての情報を識別することである。協調企業は,予期されない行動が実際に協調条件からの逸脱の結果であるかどうかを,ある程度の確実性をもって,解釈できなければならない。たとえば,不安定な環境では,販売の喪失が全体的な需要量の減少に起因するのか,あるいは,特に低い価格を提示する競争相手に市場シェアを奪われることに起因するのかを企業が知ることは困難であるかもしれない。同様に,全体の需要ないしコスト条件が変動する状況では,競争者は,協調価格が下がると予期するから自己の価格を下げるのか,あるいは,競争者は攻撃的に(アグレッシブに)行動しているから,自己の価格を下げるのかを解釈するのは困難であるかもしれない。
- 59. 一般的な状況により,他者の行動を監視するのが困難かもしれないような市場では,企業は,にもかかわらず,監視の仕事を楽にする効果をもつ行為を行うかもし

れない。たとえ、これらの観光が必ずしもかような目的のために行われるわけでは ないかもしれない場合であっても、である。たとえば、情報ないしアナウンスメン トの自発的公表といった、これらの慣行は、透明性を増進させ、なされる選択を競 争者が解釈するのを助けるかもしれない。役員兼任 JV への参加 ,および同様の 取り決めもまた,監視を一層容易にするかもしれない。

60. 委員会は,合併が,協調企業の相互監視能力への変更をもたらすかどうかについ て,特別の注意を払うだろう。たとえば,垂直的統合へ変化することにより,より 適切に価格の監視が可能となるかもしれない。合併はまた,以前は監視を容易にす るある種の産業慣行に従っていなかった企業に関するものであるかもしれない。

抑止メカニズム

- 協調は,協調条件に従うことが自己の最善の利益であると全ての協調企業に思わ せるのに十分厳格であるような抑止メカニズムの存在なしには,生じることができ ない。したがってそれは、協調を持続可能にする将来の報復の脅威である。しかし, かかる脅威は、協調企業の一社による逸脱が発見された場合に、抑止メカニズムが 実際に機能しうるならば,唯一クレディブルとなる。抑止メカニズムはまた,しば しば、「制裁」メカニズムと呼ばれるが、これは、そのようなメカニズムが逸脱した 企業を個別に必ず罰するという厳格な意味で理解されるべきものではない。もし誰 かが逸脱すれば協調は十分な時間がたてば崩壊し、このため、非協調的帰結に戻る と企業が予期すれば、これは、それ自体、抑止メカニズムを構成する。このメカニ ズムは,しかし,暗黙の協調を規律(discipline)には十分ではないかもしれない。 その場合には,他のメカニズムが必要となるかもしれない。
- 企業は,もし逸脱による割引利得が制裁による割引コストよりも大きい場合には, 62. 協調的慣行から逸脱するほうをまず選択するだろう。協調的慣行を維持するという 代替肢と比較すれば、逸脱は、最初は、より高い利潤をもたらすが、やがて、他の 寡占メンバーが制裁を実行したとたんに、低水準の利潤しかもたらさないだろう。 逸脱は、制裁期間中の将来利潤の損失の正味の現在価値が逸脱期間中に得られる高 い利潤の正味現在価値を上回る場合には,回避される。制裁が実行される見込みが 早ければ早いほど,逸脱からの利益は小さくなり,制裁期間中に生じる損失はより 大きくなる。
- 一定期間後に実施されるにすぎないか,実施される見込みの乏しい制裁は,十分 に厳格である見込みに乏しい。たとえば、もし市場が、めったにないが、大量の注 文によって特徴づけられている場合には、企業は、大規模契約を獲得するために逸 脱する誘惑にかられるかもしれない。そのような市場では十分に厳格な抑止メカニ ズムを確立することは困難であるかもしれない。というのも,逸脱からの利益は大 きく,確実かつ即座に得られるものであるのに対し,制裁に伴う損失は不確実で一

定期間後に具体化するに過ぎないからである。抑止メカニズムが実施されうるスピ ードは,透明性の問題にかかわる。もし企業がかなり遅れて自己の競争者の行動を 監視することができるにすぎない場合は、その場合、制裁も同様に遅れ、逸脱を抑 止するのに十分であるかどうかに影響を及ぼすかもしれない。

- 64. 抑止は,逸脱と同じ市場で必ずしも生じなければならないわけではない。もし寡 占のメンバーが他の市場において商業的な相互作用(commercial interaction)を もっているのであれば、これらの市場は、さまざまな抑止手段を提供するかもしれ ない。抑止は,JV ないしその他の協調手段の解消,共同所有会社の株式の売却な ど,多くの形態をとりうる。
- いったん仮定的な逸脱が生じれば ,抑止メカニズムを実行することが寡占のメン バーにとって合理的である場合にのみ,寡占のメンバーは,抑止メカニズムに基づ いて協調を維持することが可能となる。寡占のメンバーが実際に抑止メカニズムを 実行しうるかどうかは,潜在的逸脱者が行ったのと同様の,短期と長期の帰結の比 較衡量にかかる。もし逸脱に対し制裁がなされなければ,協調は崩壊し,将来の利 潤水準は低くなる見込みが高いだろう。他方で,もし制裁が実行されるならば,協 調は回復し,したがって将来高利潤をもたらすかもしれない。このため,協調の回 復がもたらす,長期でみた利潤の拡大が短期でみたコストを上回る限り,たとえ制 裁メカニズムによって寡占メンバーに対して当該コストがもたらされるとしても, 制裁メカニズムを実行することが合理的となりうる。
- ある種の場合には、特定の制裁メカニズムはクレディブルではないかもしれない。 66. なぜなら、当該メカニズムは、元来、協調の結果へ逆戻りすることを妨げるからで ある。一つのそのような例として,生産能力の増大が(たとえば,新規工場を建設 することによって)大量に生じうる場合に限られる停滞した市場で,かつ生産能力 がこの特定の市場で用いられない限り価値をもたない場合が挙げられる。このシナ リオでは ,競争水準以下に全生産能力を維持することを目的とした協調は生じる見 込みは乏しいかもしれない。なぜなら,さらなる生産能力の増加が永続的な過剰供 給をもたらす場合には,クレディブルな抑止メカニズムが利用不可能なので,寡占 メンバーの一人はある水準まで生産能力を拡大することによって逸脱するからで ある。
- ある種の市場では,逸脱は,それ自体,他の寡占者にとって利用可能な制裁が効 67. 果的に対処することができない確固とした競争上の利点をもたらすかもしれない。 強固なネットワーク効果をもつ市場,すなわち,ある消費者が他の消費者と同じ供 給者によって供給されることを望む市場では、逸脱は、他の競争者を永続的に置き 去りにする不可逆的な競争バランスのシフトをもたらすかもしれない。
- 68. 合併は ,特定の市場においてどれくらい制裁が厳格なものとなりうるかに関して 変化をもたらすかもしれない。これは,たとえば,市場シェアないし生産能力の配

分の変更によってもたらされうる。委員会は、合併の競争効果分析においてそのよ うな変化に特別の注意を払うだろう。

アウトサイダーの反応

協調が成功するためには、顧客のみならず、現在および将来の競争者の行動が、 協調から予期される結果を危殆化することができないものでなければならない。も したとえば協調が市場における全体の生産能力の減少を目的としているのであれ ば、これは、自己固有の生産能力をこれに応じて増やすことでかかる生産能力の減 少に反応する、寡占メンバー以外の者が存在しない場合には、消費者を害するにす ぎないであろう。これらの要素の分析は、他のタイプの合併に伴う競争阻害要因が 考慮される場合に分析される方法と同様である。参入や顧客の購買力の効果は,次 のセクションで分析される。しかし、協調の安定性に関するこれらの要素のありう る効果について特別に検討されるべきである。たとえば、自己の商業慣行を変化す ることによって、また、ある供給者に自己の要求量の大部分を集約することによっ て,あるいは,長期契約を申し出ることによって,大規模購入者は,かなりの新た な事業機会を獲得するために協調企業が逸脱しようとする誘引を引き出すことが できるかもしれない。

特段の事由

技術革新(イノベーション)

非協調寡占市場ないしは、市場における圧倒的な地位を占める企業によって特徴 づけられた市場では,技術革新が主要な競争圧力となっている場合,委員会は,合 併が市場において技術革新を行う競争圧力にいかに影響を与えうるかについて検 討する。もし合併が, 当該合併以前, 最も重要な技術革新をもたらしていた唯一の 二競争者間のものである場合には,そのような市場における競争圧力は,減殺され るかもしれない。たとえば、二つの医薬品企業間の合併で、当該企業が、特定の製 品市場に関係するパイプライン製品を扱っている唯一の企業である場合がこれに 当たる。他方,当該合併が市場への新規イノベーションをもたらす企業の能力を増 進させる場合には,これにより,技術革新を行う競争圧力は増大するかもしれない。 協調がより起こりそうな市場では、技術革新は、協調を維持するのをより困難にさ せる。その理由は、技術革新により、特にそれがドラスティックなものであれば、 企業はライバルに対して著しい有利性を獲得することができるかもしれないから である。このように、技術革新は、将来の協調の価値と、ライバルが与えることの できる害の量の両方を減らすかもしれない。

潜在的参入

- 関連市場で既に活動している企業が当該市場における潜在的競争者と合併する 71. 結合は,同じ市場で既に活動している二事業者間の合併と同様の反競争効果をもち うる。委員会は、したがって、二つのタイプの結合に同様の分析手法を適用するだ ろう。
- 72. 潜在競争者との合併は,当該潜在競争者が市場において活動している企業の行動 を有意に制約している場合には ,水平的な反競争効果を生み出す。潜在的競争者が , 有意な埋没費用を生じることなく、市場に参入するために容易に用いることのでき る資産を保有している場合がこれにあてはまる。また,潜在競争者が,比較的短期 間で市場に参入するために必要な埋没費用を負担しようとする見込みが極めて高 く,参入後は,当該潜在的競争者は市場において活動している企業の行動を制約し うる場合が,これに当たる。
- 73. 潜在的競争者との合併が有意な反競争効果をもちうるためには,二つの基本的な 条件が充たされなければならない。第一に、潜在的参入者は、既に有意な抑止的影 響力を行使していなければならない。あるいは、効果的な競争圧力に成長する有意 な蓋然性が存在していなければならない。潜在競争者が有意な方法で市場に参入す る計画をもっているという証拠は、委員会がかかる結論に到達するのに資するだろ う。第二に,合併する潜在的競争者と同等の競争圧力を行使することができる,他 に十分な数の潜在的競争者が存在していなければならない。

購買力を形成・強化する合併

委員会は、合併当事企業が上流市場で買い手としてその経済力をどの程度増大さ 74. せるかについて分析を行うかもしれない。一方で、買い手の経済力を形成・強化す る合併は,効果的競争を阻害するかもしれない。特に,合併当事企業は,より低い 価格を獲得するために,インプットの購入を減らす地位にあるかもしれない。これ が、今度は、最終製品市場における産出量の水準を低くすることにつながり、その 結果,消費者厚生を害するかもしれない。他方で,購買力の増大は,しばしば,消 費者にとって利益となるかもしれない。もし購買力の増大が,下流の競争や総産出 量を制限することなく、インプットコストを低くするのであれば、その場合、これ らのコスト減少の割合は,低価格という形で消費者に均霑される見込みが高い。下 流市場における競争はまた,特に,合併当事企業がその購買力を供給者に対する垂 直的制限を課し、その結果、ライバルを市場から締め出すために使うことができる ならば,悪影響を受けうる。

. 対抗的購買力

75. 企業に対する競争圧力は,競争者によって行使されるだけではなく,顧客からも 受けうるものである。委員会は,関連する場合には,どの程度顧客が,合併が生み

- 出すと予想される市場支配力の上昇に対抗しうる地位にあるかを検討するだろう。 高度な市場支配力をもつ企業であっても、顧客が購買力を有している場合には、 顧客から独立して行動することはできないかもしれない。この文脈での購買力は, 供給者が価格を引き上げることや配達条件を悪化させることを決定する場合に,合 理的な期間内に,信頼できる(クレディブルな)代替手段に訴えることのできる大規 模顧客の能力として理解されるべきである。そのような購買力の例として,もし買 い手が他の供給者へ迅速に転換することができる場合や ,上流市場へ垂直的に統合 し,あるいは,たとえば,大量の注文を出すとコミットすることで潜在的参入者を 説得して参入させることによって、上流の参入を手助けするとクレディブルに脅す ことができる場合が挙げられる。大規模で洗練された顧客のほうが,分散化された 産業における弱小企業よりも,この種の購買力を保有する見込みがより高い。しか し,この方法で買い手の能力を利用する買い手のインセンティブを考慮することが 重要である。たとえば,下流企業は,インプットコストの低下の点でそのように参 入させることの利益を自己の競争者にも手に入れることができる場合には、新規参 入を手助けすることに投資しようとはしないかもしれない。
- 委員会は,購買力をもたない弱小顧客が,合併に伴う有意な高価格や取引条件の 悪化に直面しない場合には,効果的な競争が著しく阻害される結果としての市場支 配力の形成・強化を購買力が妨げるのに十分であると結論づけるかもしれない。さ らに,購買力は合併以前に存在するだけでは十分ではなく,それが,合併後も存在 し、有効でなければならない。なんとなれば、二供給者間の合併は、もしそれが信 頼できる(クレディブルな)代替手段をなくしてしまうのであれば,購買力を減少さ せてしまうからである。

. 参入

- ダイナミックな競争環境では、産業における企業の数と中身は、条件の変化に応 じて時とともに変化するかもしれない。もしある産業における利潤水準が,既存企 業に対する競争圧力の欠如のため高度であれば、(新規)企業は、当該産業へ参入す ることによって当該利潤の一部分を獲得しようとすることが予想されねばならな い。市場への参入が特に容易である場合には、潜在的参入の単なる脅威があれば、 合併当事企業の市場支配力行使を妨げるのに十分であるかもしれない。実際,その ような場合には、いかなる価格引き上げも、新規参入のインセンティブを作り出す かもしれない。
- 新規参入が合併当事企業に対する有意な競争制約作用として考慮されうるかど うかを評価するに当たっては,参入は,合併の潜在的反競争効果を妨げるのに,規 模および範囲の点で、「見込みの高く(likely)」、「時宜にかなっており(timely)」、 「十分(sufficient)」であることが証明されなければならない。委員会は,これらの

条件が充たされるとの強力な証拠が存在する場合には,競争上の懸念が認定される 見込みは乏しい。

- 80. 新規参入の「蓋然性(likelihood)」に関して,委員会は,新規参入が合併後に予想される高度の蓋然性が存在するかどうかを検討することとなる。この観点から,委員会は,関連市場への参入障壁の存在,すなわち,既存企業に潜在的競争者に対する決定的有利性を与えているかもしれない市場の特別の特徴に特別の関心を払うだろう。参入障壁が低い場合には,合併当事企業は新規参入によって制約される見込みが大きいだろう。反対に,参入障壁が高い場合には,合併当事企業は,市場に参入する新規企業によって制約されることなく,市場支配力を行使し,価格を引き上げると予想されうる。
- 81. 参入障壁は,法的,技術的,ないし戦略的有利性の形態をとることができる。

法的な有利性は,立法によって作り出された規制障壁が,たとえば,許認可(ライセンス)の数を制限することによって,市場参加者の数を制限するという状況を念頭に置いている。

既存企業はまた,企業が成功裡に競争することを困難にするような,不可欠施設(エセンシャル・ファシリティ),天然資源,イノベーション,およびR&D ないし知的財産権への優先的アクセスといった,技術的有利性を得ているかもしれない。たとえば,ある種の産業では,不可欠の投入資源を獲得するのは困難かもしれない。あるいは,特許が製品ないし(製造)プロセスを保護しているかもしれない。規模や範囲の経済,流通および販売ネットワーク,重要なテクノロジーへのアクセスといったその他の要素もまた,参入障壁を構成するかもしれない。

さらに,市場における既存企業の確立された地位ゆえに,参入の戦略的 障壁が存在するかもしれない。特に,参入者にとっていずれも獲得が困難 かもしれない,経験ないし評判が有効に競争する上で必要なので,特定の 産業に参入することが困難かもしれない。特定ブランドに対するコンシューマーロイヤリティ,供給者と顧客との間の関係の緊密さ,販売促進ないし広告宣伝の重要性,あるいはその他の評判に起因する有利性も考慮に入れられるだろう。参入に対する戦略的障壁はまた,既存企業が既に大規模 な過剰生産能力にコミットしたり,顧客の新規企業への転換コストが参入を妨げるかもしれないといった状況を包含するものである。

82. 参入が蓋然性をもつ(likely)には,既存企業からの潜在的反応が考慮される場合, 参入が十分に利潤となりうるものでなければならない。このように,既存企業が, 新規参入者がどの顧客を獲得しようとしているかを綿密に監視し,それらの顧客を ターゲットにした,予防的な価格引下げを行うことによって自己の市場シェアを防 御することができるならば,参入はより困難となる。

- 参入が利潤となりうるか否かを評価する場合には,市場の発展性を考慮しなけれ 83. ばならない。衰退が予想される市場に比べて、将来、高い成長が見込まれる市場で は ,参入は利潤となる見込みがより高い。規模の経済性ないしネットワーク効果は , 参入者が十分に大きな市場シェアを獲得することができない限り,参入を利潤とな らないものにする。
- 問題の市場に参入するために用いることのできる生産設備を他の市場における 供給者が既に保有している場合には,参入は特に蓋然性が高くなる。そのような生 産資産の再配分は、二つの代替肢が合併以前にほぼ等しい場合には、より蓋然性が 高くなる。
- 委員会は,参入障壁を評価する場合に,産業の歴史を注意深く検討するだろう。 85. 頻繁で成功した参入の例を経験した産業において,委員会が参入障壁を認定する見 込みは乏しい。他方で,以前の市場参入の試みが,おそらく既存企業による妨害行 為によって不成功に終わった場合には,その場合,参入は将来生じる見込みは乏し いように思われる。
- いかなる新規参入は,見込みの高い(likely)だけではなくて,時宜にかなってお 86. り(timely),十分(sufficient)な範囲と規模でなければならない。参入が時宜にか なっているかどうかを評価するに当たっては,委員会は,そのような潜在的な新規 参入が市場支配力の行使を妨げるのに十分に迅速で継続的なものであるかどうか を検討する。適切な期間(time period)は,潜在的参入者の特別の能力とともに, 市場の特徴とダイナミクスにもよるべきである。十分な範囲と規模をもったもので ない参入は、既存企業に対する制約とはならず、合併の反競争効果を抑止する見込 みは乏しい。たとえば,なんらかの市場「ニッチ」への参入はクレディブルな制約で はないかもしれない。参入の脅威はまた、合併当事企業が価格引き上げを思いとど まらせるのに十分大きなものでなければならない。

. 効率性

- 87. 委員会は,ダイナミックな競争の要件と合致し,ヨーロッパ産業の競争力の増進 を可能にし,共同体における,経済成長の条件を改善し,生活水準を向上するもの として,企業結合の形態による企業再編成を歓迎する。したがって,委員会は,技 術的および経済的進歩の発展が消費者の利益となり、競争の障碍とならない場合に は,それらを水平的合併の評価において考慮に入れる。
- 88. 委員会は,合併の全体的評価において具体化(実証)された効率性の主張を考慮す る。合併がもたらす効率性の結果として,委員会は,当該合併が,効果的な競争が 著しく阻害される結果として支配的な地位を形成・強化することはないと決定する かもしれない。委員会は,十分な証拠に基づいて,合併によって生み出される効率 性が、合併がそれ以外に有しうる競争に対する影響を和らげることによって、合併

当事企業が消費者の利益のために競争促進的に行動するインセンティブを高める 見込みが高いと結論づける地位にある。消費者の利益のために、合併当事企業は、 合併によって直接生じる効率性を実現する十分なインセンティブをもつだけでな く、効率性を高める継続的努力を行う十分なインセンティブをもっていることが確 証されることが必要である。これは,残りの企業と潜在的参入による十分な競争圧 力を前提とする。

- 効率性は,実質的(substantial)で,それ以外に生じうるありうる反競争効果が 89. 小さい場合に,影響を及ぼす(重要である)見込みが最も大きい。これらの競争に対 する悪影響が大きければ大きいほど,委員会は,より,主張される効率性が実質的 で、実現の見込みが高く、かつ消費者に直接利益をもたらすものと確証しなければ ならない。市場において独占に近い地位は、効率性を根拠に、共同市場と両立的で あると宣言されうる見込みは乏しい。
- 委員会が,効率性の結果として,合併によって,効果的な競争が著しく阻害され 90. る結果,支配的地位が形成・強化されることはないとの結論に至るためには,効率 性は消費者に直接的に利益となるものでなければならず、かつ、合併特有で、実質 的で,時宜にかなっており,検証可能でなければならない。
- 91. 効率性以外の点で,効果的な競争条件が著しく阻害される結果,支配的地位が形 成・強化されるおそれの高い市場において、効率性は、直接消費者に利益をもたら すものでなければならない。効率性が消費者に利益をもたらすかどうかを確かめる 必要性に即して考えれば,平均費用ないし限界費用の減少をもたらすコスト面での 効率性は,固定費用の削減よりも,効率性の評価により関係する見込みが高い。と いうのも,前者の方が,消費者価格を低廉化をもたらす見込みが高いからである。
- 新製品ないし改良製品・役務をもたらす効率性もまた,直接消費者に利益をもた 92. らすかもしれない。たとえば,新製品を開発するために設立された JV 企業は,委 員会が考慮しうるタイプの効率性をもたらすかもしれない。
- 効率性は、それが合併の直接の効果である場合には、合併特有(merger-specific) のものでなければならない。この観点からは,委員会は,単に理論的なものではな くてむしろ現実的で達成可能な代替手段に着目する。特に,委員会は,合併当事企 業の個々の能力のみならず,確立された業界慣行を考慮に入れる。同様の見地から, 委員会は、産出量の反競争的な減少に伴うコスト削減を考慮することはない。
- 効率性は,具体化(実現)する見込みが高いと委員会が合理的に確信することがで きる程度に検証されなければならない。効率性の推計が遠い将来のものであればあ るほど、もたらされる当該効率性に委員会が置く比重は低くなるだろう。委員会は また,当該効率性が,合併の消費者に対する潜在的害悪を和らげるのに十分実質的 (substantial)であるかどうかを評価する地位になければならない。合理的に可能 である場合には、したがって、効率性は算定されなければならない。上述のように、

コスト面での効率性が,直接消費者に利益を与えるかどうかを検証するためには, 可変費用ないし限界費用の減少が固定費用の減少よりも分析により関係する見込 みが高い。同様に,消費者に直接利益をもたらす,新製品ないし改良製品に結びつ く実証可能な効率性は、かかる効果を単に主張するよりも、委員会により考慮され る見込みがより高い。

95. 合併が容認されるタイプの効率性を当該合併がもたらすかどうかを委員会が評 価することのできる関連情報のほとんどは,合併当事企業が一方的に保有している。 それゆえ,届出企業は,適切な期間に,効率性が,合併特有で(merger specific), 実質的で(substantial),時宜にかなっており(timely),検証可能である (verifiable)であることを実証するのに必要な全ての関連情報を提供する義務が ある。同様に,届出当事者は,なぜ効率性が合併によって生じうる競争に対する悪 影響を和らげるのか、したがって、効率性が直接的に消費者に利益をもたらすのか を証明するのに必要な証拠を提供しなければならない。

.破綻企業

- 委員会は、合併が支配的地位を形成・強化するにもかかわらず、当事企業の一方 が他の企業によって買収される破綻企業である場合には,当該合併は共同市場と両 立可能であると決定するかもしれない。その基本的要件は,合併に伴う競争構造の 悪化が合併によって引き起こされるとはいえないことである。
- 委員会は ,「破綻企業の抗弁」の適用のために , 次の三つの要件を関連するものと 97. 考える。第一に,買収される企業が,他の企業に買収されなければ,資金繰りの悪 化により,近い将来,市場から退出せざるを得なくなることである。第二に,届出 された結合以外に、より反競争的でない他に代わりうる購入先が存在しないことで ある。第三に,結合なかりせば,破綻企業の資産が不可避的に市場から退出するこ とである。このような状況では、破綻企業が消滅しても、あるいは他の予見可能な 潜在的購入者が当該企業を買収しても ,いずれも ,同じように ,支配的地位の形成・ 強化を導く場合には、効果的な競争が共同市場において著しく阻害される結果とし て,当該合併が支配的地位の形成・強化を引き起こすものとはされないかもしれな 61
- 届出企業は、上記三要件を充たし、合併に伴う競争構造の悪化が当該合併によっ 98. て引き起こされないことを証明しなければならない。
 - . Invitation for Comments
- 99. 略

「州の水平的合併ガイドライン」

採択・公表:1993年3月30日(全米司法長官協会)

Horizontal Merger Guidelines of the National Association of Attorneys General (Adopted and Published on March 30,1993)

(仮訳)

目次

- 1 本ガイドラインの目的と射程
- 2 本ガイドラインの基にある政策
 - 2.1 合併の経済効果
 - 2.11 市場支配力の獲得と富の移転
 - 2.12 生産上の効率性
 - 2.12 配分上の効率性
 - 2.13 ライバル費用の引上げ

3 市場画定

- 3.1 製品市場の画定
- 3.11 価格差別の対象となりやすい消費者の存在
- 3.2 地理的市場画定
- 3.21 価格差別を受ける場合の地理的市場
- 3.3 潜在競争の認識原理
- 3.31 産出量の拡大
- 3.32 新たな追加的供給源
- 3.4 市場占拠率の算定
- 3.41 外国企業
- 3 A 合衆国司法省/連邦取引委員会合併ガイドラインで使用された市場画定の代替的 手法

4 集中度の測定

- 4.1 一般的基準
- 4.2 合併後のHHIが1000から1800
- 4.3 合併後のHHIが1800以上
- 4.4 市場における首位企業あるいはイノベーティブな新規企業との合併
- 5 合併を訴追するかどうかの決定に際し考慮されうる追加要因
 - 5.1 参入の容易さ

- 5.11 概観
- 5.12 参入の時宜性
- 5.13 参入の蓋然性
- 5.14 参入の十分性
- 5.15 参入の選択肢
- 5.15A 市場への既存の供給の振り向け
- 5.15A(1) 輸出
- 5.15A(2) 国際消費
- 5.15A(3) 輸入の増大
- 5.15B 新規の追加的生産供給源
- 5.15B(1) 生産のフレキシビリティ
- 5.15B(2) 新規設備の構築
- 5.15B(3) 裁定取引
- 5.2 共謀と寡占的行動
- 5.3 効率性
- 5.4 強力ないし洗練された買い手

6 破綻企業の抗弁

1 本ガイドラインの目的と射程

本ガイドラインは,クレイトン法7条,シャーマン法1条・2条,及び州制定による反トラスト法の類似規定の対象となる水平的買収及び合併(以下,「合併」と総称)に関する,全米司法長官協会(以下,「NAAG」)を構成する州及び各州の司法長官(以下,司法長官)の一般的執行方針を説明したものである。

州の司法長官は,ほとんどの州において,反トラスト法の主要ないし唯一の公的執行機関である。司法長官はまた,連邦反トラスト訴訟において,州及び州の自然人を代表する。

本ガイドラインは,司法長官の一般的執行政策を示したものである。各州の司法長官は,連邦巡回控訴裁判所間の手続の違いや州の反トラスト法の違いを考慮に入れたり, また,個々の司法長官に訴追裁量が存在することにより,ここで表明された一般政策を 改変したり,補足したりする場合もある。

本ガイドラインは,三つの主要目的にかなうものである。第一に,本ガイドラインは,州が特定の水平的合併の事実及び産業のダイナミックな状況を評価するための統一枠組みを提供するものである。第二に,本ガイドラインは,ビジネス界に,司法長官が特定の合併を審査し,適当な場合には訴追するために用いる実体基準を知らせるものである。第三に,本ガイドラインは,主として,合併が競争を実質的に減殺する

おそれがあるかどうかを決定する際に州が適用する分析枠組みを説明するために立案されたものであって、州がどのように訴訟を運営するかを述べたものではない。同様に、本ガイドラインは、既存の合併に関する法の完全なリステイトメントを提供するものではない。むしろ、本ガイドラインは、水平的合併に関して、関連市場の正確な画定に依拠し、かつクレイトン法7条の目的と内容に基づきそれらと整合的な分析枠組みを提供するものである。ここにクレイトン法7条とは、1950年セラーキーフォーバー法により改正され、同条の制定史と合衆国最高裁判所による同条の解釈を反映したものとしてのそれを指す。

本ガイドラインの構成原理は,市場に関する事実と広範に受け入れられている経済理論を本ガイドラインのような権威ある法源に応用することである。

2 本ガイドラインの基にある政策

水平的合併に関する連邦反トラスト法の規定 - 主にクレイトン法7条及び類似の州法規定 - は,一つの主要目的と複数の付属目的を有している。それらの中心的な目的は,企業が市場支配力ないし独占力を獲得することを禁止することにある。その理由は,そのような力を保持する企業であれば,消費者に対する価格を競争水準以上に引き上げることができ,したがって,消費者からかかる企業へ富の移転をもたらすからである。

連邦議会は,高度に集中化した産業は,市場支配力の行使によって特徴づけられており,また市場支配力を行使しやすいと決断し,競争を実質的に減殺するおそれのある合併を禁止した。そのような合併は,当事者が市場支配力を実際に獲得しあるいは行使する以前であっても,すなわち,有害な集中傾向が萌芽の段階であったとしても,禁止されたのである。

本ガイドラインは,水平合併のこれら競争面に関する帰結を専ら扱うのであって,有害な経済効果をもたらすおそれのある合併に対してのみ提訴がなされるだろう。合併はまた,クレイトン法7条の社会的・政治的目的に関連したその他の帰結をもつ場合がある。たとえば,合併は,零細地方企業が生き残る機会や競争する機会に影響を与えるかもしれない。そのような帰結は,本ガイドラインの射程外であるが,それらの帰結は,司法長官訴追上の裁量を最終的に行使する場合に影響を及ぼすかもしれない。また,経済的根拠により正当化されるありうる訴追のうちいずれがなされるべきかを決定するのに資するかもしれない。

一般に,生産上及び配分上の効率性といった目的は,副次的ではあるが,消費者から市場支配力を保有する企業への富の移転を禁止するという中心的な目的と一致する。企業の生産上の効率性が増大する(当該企業の生産コストが下がる)場合,高度に競争的な産業の企業であれば,節約分のいくらかをより低い価格というかたちで消費者へ均てんするかもしれない。しかし,合併が市場支配力を増大する限りにおいて生

産上の効率性が消費者に均てんされる見込みは乏しい。

連邦議会が立法に当たって生産上の効率性に関心をもっていた限りで,議会は,この目的のための手段として,高水準の市場集中の禁止を規定した。

さらに,合衆国最高裁判所は,反競争的な合併を禁止するという目的と効率性を増 大するという目的との間の何らかの衝突は,前者の,連邦議会の明示的で支配的な関 心事項のほうを優先するよう解決されなければならないとはっきりと判示している。

連邦議会はクレイトン法7条やその他の反トラスト法を制定した際,配分上の効率性には気づいていなかったようだが,配分上の効率性を保護することは,市場支配力の禁止によって実現される追加的利益と一般に考えられている。なぜなら,産出量を制限する行為は,消費者への価格を引き上げる付随的効果をもつからである。

2.1 **合併の経済効果**

合併は正ないし負の競争効果をもたらしうる。以下は,クレイトン法7条の執行 に関する合併の一般的な競争効果の概説である。

2.11 市場支配力の獲得と富の移転

市場支配力を有していない2企業が競争をやめて合併すれば,その当然の帰結は, 2企業間の競争の消滅である。しかし,より深刻なのは,合併後の企業が,今度は, 反競争的な結果である市場支配力を保有するかもしれないことである。

合併はまた,市場内の企業が活発な共謀を効果的に行ったり暗黙の協調を行ったりして市場支配力を共同行使する程度にまで,産業集中度を増大させるかもしれない。

1 ないし複数の企業が有意な期間利潤となるよう競争水準以上に価格を維持して市場力を行使する場合には,消費者からこれらの企業への富の移転が生ずる。この富の移転は,クレイトン法7条によって追及される主要な害悪である。

クレイトン法 7条の富の移転への関心は,シャーマン法と同じである。2つの法規定の主要な違い,そしてクレイトン法 7条の立法理由は,クレイトン法 7条の「萌芽」基準にある。これは,合併の反競争効果が(現時点では)明らかではないが,反トラスト法の介入がなかりせばそれが生じるおそれがある場合に,その時点で反トラスト法の介入を許容するというものである。セラーキーフォーバー法によるクレイトン法 7条の改正は,資産取得にまで法の射程を広げることで,「萌芽」基準を維持・強化するものであった。本ガイドラインの第4節では,司法長官は,とりわけ,「萌芽」という制定法上の関心を表現しようとするものである。

2.12 **生産上の効率性**

合併は,合併当事企業のコストを上昇あるいは減少させ,したがって,生産上の

効率性を上昇あるいは減少させるかもしれない。生産上の効率性を上昇させ,市場支配力の行使可能な企業を生じさせない合併は,消費者価格を低下させるにちがいない。集中していない産業での不効率な合併は,一般に,競争上の懸念を生じさせない。合併の効率性効果は,予想するのはたやすいが正確に予測するのは難しい。合併後の企業の業績が一般に向上するかどうか,また,平均して,合併が有意な効率性を生み出すことが証明されたかどうかに関しては,経済学者間で意見の一致をみていない。しかし,ほとんどの効率性や最も量的にみて有意な効率性は,小規模企業がかかわる合併において実現されるだろう。そのような合併は,本ガイドラインの第4節で採用された執行基準の下でも何ら懸念を生じさせることはない。さらに,第4節で採用された集中度の水準によれば,内部的拡大を通じた成長ではなく合併による成長からもたらされることとなる最も有意な効率性を,通常,企業は十分に獲得できる。

2.13 **配分上の効率性**

市場支配力の行使を助長する合併は,配分上の効率性の減少をもたらす。市場支配力をもつ企業が自己の産出量を制限する場合,社会の全体の富は減少する。この効果は,経済学者によりあまねく批判されており,その禁止は,クレイトン法7条を制定した連邦議会の関心事項ではなかったが,反トラスト法の目的と整合的な目的である。

2.14 ライバル費用の引上げ

ある状況では、合併は、合併当事企業の競争者のコストを引き上げるかもしれない。たとえば、合併により、企業は、ライバルに相対的不利益を作り出すようなかたちで、ライバルが投入要素に対して支払わなければならない価格やライバルが事業活動するための条件に対して影響を及ぼす力を増大しうる。もしこれらのコストの増大が消費者に転嫁されうるような市場構造であるならば、その場合、こういった効果〔ライバルコスト引上げ効果・訳者注〕を禁止することは、反トラスト法の目的に合致する。かかる効果を禁止することはまた、配分上及び生産上の効率性の減少を回避することにもなろう。

3 市場画定

本ガイドラインは,水平的合併に関するものである。すなわち,同一の製品・地理的市場内の現実のあるいは潜在的競争者である企業間の合併である。本ガイドラインで用いられる主要な分析道具は,特定市場における集中度と合併によってもたらされる市場集中度の増加分の算定である。これらの集中度を計算するために用いられる市場占拠率は,どんな市場画定を採用するかに依存するだろう。市場の境界を合理的に

画定することは、ガイドラインや反トラスト法の目的を実現するために不可欠である。もし選択された市場の境界が市場の実際の機能に関してひどく歪んだものであれば、執行上の誤りはおそらく避けられない。過度に限定的に製品・地理的市場を画定すると、合併が競争に有意な害を与えない場合に反トラスト法の介入を惹き起こすかもしれず、あるいはその他の場合には、反競争的な合併を提訴しないこととなるかもしれない。他方、過度に拡大して市場を画定すると、重大な反競争効果をもつ合併を提訴しないこととなるかもしれない。市場は、クレイトン法7条が主に保護している利益、すなわち、反競争的合併により悪影響を受けうる消費者(ないし供給者)の集団の観点から画定されなければならない。司法長官は、これらの消費者集団(「保護される利益集団」)、これらの消費者への供給源、適切な代替品、製品及びその代替品の出所を識別するために、歴史的データを用いるだろう。したがって、画定された市場は、市場支配力を行使しようとしても合理的な期間内に供給上の反応があることにより利潤とならないという経験的証拠で反証されない限り、正確であると推定されるだろう。次節は、これらの一般原則が製品・地理的市場を画定し、その関連市場内に存在する企業の市場占拠率を算定するためにどのように適用されるかを詳細に述べている。

3.1 製品市場画定

司法長官は、合併当事企業の製品ないし役務(「製品」)を購入する顧客を決定する。合併当事企業により共通に生産された各製品は、暫定製品市場を構成する。しかし、市場が不正確に狭すぎて画定されてしまうと、より広い市場で水平的反競争効果が存在するかもしれない場合に、合併が水平的でないようにみえるかもしれない。要は、暫定製品市場は、同等に価格設定されている製品の適切な代替品を含めるよう拡大されることになる。購入量の75%を占めている顧客によって適切であると考えられている場合にのみ、同等に価格設定されている代替品が適切であり、したがって、製品市場画定は拡大されることになる。

過去に顧客によって現実に代替がなされていれば、製品が、暫定的に画定された製品の適切な代替品と考えられると一応立証されることになる。しかし、顧客が適切な代替品と考えているという主張を証明する当事者提出のその他の証拠があればそれも考慮されるだろう。

3.11 **価格差別の対象となりやすい消費者の存在**

第3.1節で,75%ルールの適用により暫定製品の適切な代替品であるとされたにもかかわらず,(代替品に)代替することができない,あるいはそうすることが極めて困難な,小規模だが有意な消費者集団が存在するかもしれない。これらの消費者は,価格差別を受けやすく,したがって,合併により特に悪影響をこうむるかもしれない。加えて,市場のなかには,お互い完全な代替品ではないが,かといって,

別個の市場を構成するほど十分には差別化されていない製品が含まれる場合もある。もし合併当事企業の製品が緊密な代替品であればあるほど,すなわち,一方の製品の買い手が他方の製品を次善の代替品であると考える買い手がいればいるほど,これらの製品の消費者は,市場支配力の行使をいっそう受けやすいかもしれない。同様に,価格の相違,独自の生産設備,製品の特性及び独特の用途,顧客の相違,専門化された売り手の存在は,より狭い製品市場の画定を支持するものとなりうる。

そのような市場の商業実態の証拠には,価格差別,需要の非弾力性,産業または 公衆による別個の市場としての認識が含まれる。

3.2 地理的市場の画定

第3.1節で画定された製品市場を利用して、司法長官は、関連地理的市場を画定する。第一に、司法長官は、合併当事企業の顧客が関連製品の供給を容易に転換する供給源と場所(location)を決定する。これには、合併当事企業とその他の供給源が含まれることになる。この供給者の集合とそれらが含まれる供給地域には、合併当事企業の顧客に密接に類似した供給者ないし買い手が付け加えられることになるう。保護される利益集団にとって関連製品供給の容易な転換先となるこれらの供給者を決定するに当たっては、司法長官は、過去2年間に、市場に存在している全ての供給源を含めるであろう。保護される利益集団の構成員が関連製品の供給を獲得できるような場所を利用するには、地理的市場は、この集団が関連製品の供給の75%を購入している生産場所を含む地域として画定されることになる。

上記のように画定された製品・地理的市場は,追加的な供給源が第3.3節で明示された手順の応用によって認識されない限り,市場占拠率及び市場集中度を算定する際に用いられることになる。

3.21 価格差別を受ける地理的市場

司法長官は,第3.2節で画定された地理的市場の範囲内で,売り手が別個の地域で買い手間(同士)を差別することができるという強力な証拠が存在する場合には,追加のより狭い地理的市場を画定する場合がありうる。司法長官は,価格,信用(credit),配達(delivery)条件,出荷の優先順位(priority of shipments)に関する差別待遇についての証拠を評価するだろう。

3.3 潜在競争を識別するための原則

市場支配力の行使に対して,1年内に,利潤となり得る供給及び需要上の反応が生じる見込みがあるという関連する経験的証拠がある場合には,司法長官は,潜在的供給源と,第3.1節及び第3.11節で説明した手順により画定された市場の中に

存在すると識別された企業をともに含めて,市場占拠率及び市場集中度を算定するだろう。

司法長官は、次の潜在的競争源に関する経験的証拠を評価する。

- 1) 当該製品の現在の供給者が過剰生産能力を用いることによって,関連市場において増産供給するという事実
- 2) 過剰生産能力をもつ地理的市場以外の企業から,容易に製品供給を新たに 受けることができるという事実

3.31 産出量の拡大

司法長官は,市場支配力の行使に対して1年内に過剰生産能力を用いて産出量を拡大しつる現在の製品供給者を識別するだろう。過剰生産能力の利用の蓋然性に関する証拠として,次の問題を扱う。 過剰生産能力の稼働コスト, 過剰生産能力の量, これまでの当該市場への供給の歴史ないし現在そうする意思, 当該供給上の反応を引き起こす可能性があるためには,どれくらい価格が引き上げられねばならないか。

3.4 市場占拠率の算定

第3.1 節及び第3.2 節で画定された製品・地理的市場,市場で供給している企業, 及び第3.3 節で認識された追加的供給源を利用して,市場内にあると決定された全 ての企業の市場占拠率が算定されることになる。

現在,市場へ供給している企業の市場占拠率は,関連市場からの実際のデータに基づいて算定される。第3.3節で定義された供給の反応の蓋然性が証明された場合には,すでに市場で販売している企業の市場占拠率は,かかる供給上の反応の蓋然性の証拠を考慮に入れて調整されることになる。同様に,現在,当該市場へ供給しているわけではないが,第3.32節及び第3.33節で定義された追加的供給源として産出量を拡大する見込みが証明された企業に対しても,市場占拠率が割り当てられるだろう。かかる企業に割り当てられた市場占拠率は,当該企業の供給する製品の量に基づいて算定される。司法長官は,実際の市場活動を計量するために,ドルベースでの売上高,販売数量,生産能力基準,あるいはその他の適切な販売基準を用いる。

3.41 外国企業

現在,関連市場へ供給している外国企業は,関連市場における現在の実際売上高に基づいて,国内市場と同じ方法で市場占拠率が割り当てられる。外国企業とその生産能力は,本質的に,国内企業の市場支配力に対して,それほど信頼できる抑制作用ではない。というのも,外国企業は,販売継続・拡大に対するさまざまな障壁

に直面しているからである。これらの障壁には,輸入割当,(輸出量の)自主規制,関税,及び為替レートの変動を含む。そのような障壁が存在する場合,歴史的売上データに基づく市場占拠率は,適度に割り引かれることになろう。事実,販売量を調整している一ないし複数の外国における企業に対しては単一の市場占拠率が割り当てられるだろう。

3A 米国司法省・連邦取引委員会合併ガイドラインの手法を用いた代替的市場画定手法

一ないし複数の司法長官に対して、合併のありうる帰結に関し主張する当事者は、1992年4月2日に公表された米国司法省・連邦取引委員会合併ガイドラインで出された市場画定の原則と手法を用いて自らの主張と分析を行うかもしれない。この方法は、州の司法長官の意見の中で、右ガイドラインの手法が推量ではなく有効に実行するために十分な証拠が利用可能な場合に考慮されるに過ぎない。ほとんどの場合には、NAAGとDOJ/FTCの両市場画定手法は、同じ結果をもたらすであろう。2つのテストが異なる結果をもたらす場合には、司法長官は、市場(の状況)を正確に反映していると考えられ、最も信頼できる証拠に基づいているテストのほうに依拠するであろう。

市場画定においてそのような代替的方法を認める目的として2つある。第一に,司法長官が,これらのガイドラインを用いて分析するかもしれない合併の多くは,司法省反トラスト局ないし連邦取引委員会によっても審査を受けている。当事者は,連邦と州の反トラスト執行当局に対して,特定の取引のありうる競争上の帰結に関して主張を行いたいと考えるかもしれない。そのような当事者は,特定の取引に関して主張を行うに際し,単一の市場画定手法を用いることができるならば利益を受けることになろう。第二に,司法長官は,州と連邦の執行当局により分析の共同・調整の促進を望んでいる。

これらの原則と一致して,司法長官は,特定の取引の競争上の帰結を分析するに当たり,追加的な代替的方法として,DOJ/FTCガイドラインで出された市場画定手法を利用するかもしれない。

4 市場集中度の算定

特定の水平的合併が競争を実質的に阻害するおそれがあるかどうかを決定するために,司法長官によって利用されている主な手段は,第3節及び第3A節で画定された各市場における集中度の算定である。市場集中度は,市場における企業数とそれらの市場占拠率の算定である。ガイドラインは,合併前と合併後の産業における市場集中度,したがって,当該合併によってもたらされる市場集中度の増大分を算定するために,ハーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI)を採用している。

市場集中度を算定するために執行当局と裁判所により公式に採用されていた伝統

的な四社集中率とは異なり、HHIは、全ての主要企業(leading firms)の市場占拠率の配分と主要企業を含む市場構造の両者を反映している。クレイトン法7条の立法における連邦議会の主要な関心は、高い水準の産業の集中を禁止することにあった。

というのも,そのような(産業)構造は,反競争的な結果をもたらすおそれが高いと連邦議会は考えていたからである。高度な(市場)集中によるこれら予期される反競争効果の最たるものは,一ないし複数の企業による市場支配力の行使である。合併が市場支配力を形成ないし強化するおそれがあるとの推定をもたらすHHI水準は,競争の実質的減殺を予測するする蓋然性のある集中水準に設定されなければならない。

さらに、合併の競争上の帰結に対する学術的な経済調査の重要な中身は、競争の様々な指標と集中水準との相関関係であった。市場集中度以外の諸要素に基づいて合併の競争効果を予測するその他の理論は、市場集中度分析の貴重な補足(adjunct)である。補足的な調査のなかで最も重要なものは、合併によって影響を受ける市場への「参入の容易さ」にかかわる。

司法長官は,市場集中度の程度を米国司法省が採用しているのと同じく三つの数値範囲に分けている。ガイドラインではそれを,「集中していない場合」(HHIが100以下),「やや集中している場合」(HHIが1000以上1800以下),及び「高度に集中している場合」(HHIが1800以上),に分類している。

4.1 一般基準

司法長官は、当該市場における合併後の集中度と合併により惹起される集中度の増大を算定する。市場集中度の基準(HHI100)以上の、暗黙ないし明示の共謀や相互依存的な行動が著しく助長される合併を訴追することが正当化されうるにしても、司法長官は、集中度をそれほど増大させない合併を訴追する見込みは乏しい。このような政策は、クレイトン法7条が「競争を実質的に減殺するおそれのある」効果をもつ合併を禁止していることを念頭においている。非常に高い集中度基準(HHI1800以上)を超える場合には反競争効果の蓋然性は非常に高まることから、競争を実質的に減殺するおそれのある集中度の増大分は、その分小さくなった。合併が市場支配力を形成・強化するおそれがあるとの推定をもたらす集中度の増大というのは、クレイトン法7条の「実質的に」という要件と産業のダイナミックな状況を客観的に考慮に入れる必要性の双方を合理的に受け入れて採用されたものなのである。

4.2 合併後のHHIが1000から1800まで

HHIの増大分が100以上でHHIの水準が1000以上となる合併は,著しい反競争効果をもたらすとの推定が生じる。この推定は,合併当事企業が,本ガイドラインに含まれるその他全ての要素を勘案した上で,当該合併が競争を著しく減

殺するおそれが乏しいことを証明することができるならば,覆りうるものである。 HHIの増大分とその水準が大きくなればなるほど,それらの要素がこの推定を覆す見込みはますます乏しくなる。

4.3 合併後のHHIが1800以上

HHIの増大分が50以上でHHIの水準が1800以上となる合併は,著しい 反競争効果をもたらすとの推定が生じる。この推定は,合併当事企業が本ガイドラインに含まれるその他全ての要素を勘案した上で,当該合併が競争を著しく減殺するおそれが乏しいことを証明することができるならば,覆りうるものである。HHIの増大分とその水準が大きくなればなるほど,それらの要素がこの推定を覆す見込みはますます乏しくなる。

4.4 主要企業に関する合併,あるいは市場における新しいイノベーティブな企業に関する合併

市場における小規模企業と支配的企業の合併は,HHIの増大が第4.2節及び第4.3節で規定された水準を下回っていたとしても,支配的企業の市場支配力を形成ないし増大させるかもしれない。同様に,市場における既存の有意な競争者と新しいイノベーティブな企業の合併も,HHIの増大が第4.2節及び第4.3節で規定された水準を下回っていたとしても,競争を実質的に減少するかもしれない。それゆえ,計画の合併が,少なくとも35%以上の市場占拠率をもつ主要企業と,1%以上の市場占拠率をもつ企業に関するもの,あるいは,20%以上の市場占拠率をもつ企業と,市場における新しいイノベーティブな企業,またはやや集中している市場もしくは高度に集中している市場へ参入しようとしている新しいイノベーティブな企業に関するものである場合には,合併は市場支配力を形成ないし強化するものと推定される。ただし,第5.1節及び/あるいは第5.3節で議論される諸要素を評価することにより,明らかに,当該合併が競争を実質的に減殺するおそれはないとの結論に至る場合はこの限りでない。

5 合併を訴追するかどうかを決定するに当たり考慮されうる追加的要素

合併により多かれ少なかれ競争が実質的に減殺されるおそれがある市場占拠率や市場集中度とは別に追加的な諸要素が存する。これらの諸要素の評価により本ガイドラインの柔軟性は高まるが,現在の経済知識の状況を所与とすれば,これら他の諸要素を過度に強調することは,本ガイドラインの下での予測可能性と執行の一貫性を損ない,ガイドラインのスキームとしての価値を大きく減少させ,実業界にとっての評価手段を危うくすることになる。

経済理論の現況は、とりわけそれを支持する実証研究がない場合には、市場集中度

の増大により産業の成果に悪影響をもたらす蓋然性及び程度を増大させるという通常の推定を覆すのに一般に十分ではない。集中度の増大により,当該産業を構成している企業が様々な方法で価格設定を共謀し,産出量を減少することで効率性増大による潜在的利益を相殺し,さらに参入を妨げることが可能になるかもしれない。

たとえば,多くの理論が,特定の要素により共謀の蓋然性が増大または減少することとなりうる程度に関して提案された。しかし,実際の合併分析では,関連市場は,逆の方向を示すこれらの諸要素のいくつかによって特徴づけられることとなる。また,経済学は,個々の要素がどのように組み合わされて判断されるべきかに関してほとんど指針を提供してくれない。個々の要素の重要性ですら疑わしいままである。たとえば,多くの州が,産業の特徴から共謀が不可能ではないが理論的に極めて困難であるとある程度予測されうる場合に,高速道路建設業者間の談合を摘発してきたのである。

このため、合併当事企業には、反競争効果の通常の推定が特定の事案では適用されるべきではないことを証明する重い立証責任が課されている。この重い立証責任は、集中度の水準とその増大分が大きくなるとともに、とりわけ合併後のHHIが1800以上でHHIの増大分が50以上の場合には、さらに重くなるだろう。

第4節で議論した市場集中度と市場占拠率分析に主に依拠しつづけるとともに,司法長官は,適切な場合には,四つの追加的な要素を評価するだろう。すなわちそれは,参入の容易さ,共謀的行動,強力ないし洗練された買い手,及び効率性である。

5.1 参入の容易さ

5.11 概観

市場への参入が容易なため、合併後の市場参加者が、合併前の水準以上に、共同してあるいは一方的に価格引上げを維持して利潤を得ることができない場合には、合併が市場支配力の形成もしくは強化またはその行使の助長をもたらすおそれは乏しい。そのような参入は、反競争的な合併をその萌芽のうちに阻止し、あるいは、懸念される競争効果を阻止ないし打ち消すことになろう。

参入は、それが、懸念される競争効果を阻止ないし打ち消すのに、規模、性質、及び範囲の点で、時宜に適っており、蓋然性があり、かつ十分な場合には、容易であるとされる。参入が容易であるとされる市場では(すなわち、参入が時宜性、蓋然性、及び十分性の基準をクリアする場合)、合併は反トラスト法上の懸念を生じさせず、通常、さらなる分析を必要としない。

本節で扱われる参入は,有意な参入退出の埋没費用の支出を必要とする新しい競争として定義される(「コミットされた参入」)。司法長官は,コミットされた参入が懸念される競争効果を阻止ないし打ち消すかどうかを評価するために三段階の手法を採用する。

第一段階は、参入が時宜に適った期間内に市場に有意な影響を与えることができ

るかどうかを評価する。もし市場へ有意な影響を与えるのに長期間要するようであれば,参入が懸念される競争効果を阻止ないし打ち消すことはないだろう。

第二段階は,コミットされた参入が利潤のあるものであり,したがって,懸念される競争効果をもつ合併に対して反応する見込みがあるかどうかを評価する。有意な埋没費用を必要とする参入を考えている企業は,市場へ長期間参加することを前提に参入の利潤獲得可能性を評価しなければならない。というのも,元となる資産は経済的に償却されるまで市場にコミットされるからである。懸念される競争効果を打ち消すのに十分な参入は,価格を合併前水準かそれ以下に引き下げるであろう。このように,そのようなコミットされた参入の利潤獲得可能性は,長期にわたる合併前市場価格を基礎に決定されなければならない。

反競争効果をもつ合併により、合併前価格で利潤となり得る、合併前には同じ価格で起こらなかったコミットされた参入が生じうる。しかし、当該合併により、懸念される競争効果に関わる、産業の産出量の減少と価格の増大により、同じ参入が合併前水準に価格を押し下げずして生じることが可能になるかもしれない。産出量の減少と価格の増大をもたらす合併の後、合併前価格で参入者が獲得できる可能な販売機会は、合併前より多くなり、当該合併により引き起こされる産出量の減少によってさらに多くなるだろう。もし参入がありうる販売機会・ここにいう機会には、先在する関連要素とともに合併によって引き起こされた産出量の減少を含む・を上回ることなく合併前価格で利潤となりうるのであれば、その場合、かかる参入は当該合併に反応する見込みが大きい。

第三段階は,時宜を得た蓋然性ある参入が合併前水準に市場価格を押し戻すのに十分であるかどうかを評価する。この目的は,複数の参入ないし十分な規模をもった個別の参入によって達成されうる。不可欠資産を既存企業が支配しているためその利用可能性に制約があることにより,参入が必要な規模水準を達成するのが不可能な場合には,たとえ参入が時宜を得ており,かつその蓋然性があっても,参入は十分ではないかもしれない。また,参入者の製品の性質と範囲が,差別化された製品の売り手間の直接の競争が除去されることにより局地化された販売機会に対して十分対応しえない場合もある。参入が時宜を得ており,蓋然性があり,十分であるかどうかを評価するに当たっては,司法長官は,参入が,時宜性,蓋然性,十分性の条件を満たすかどうかに関する全ての利用可能な証拠に依拠することになろう。

5.12 参入の時宜性

懸念される競争効果を阻止ないし打ち消すためには,参入者は,関連市場において価格に対する有意な影響を迅速に与えなければならない。司法長官は,一般に,最初の計画実行から有意に市場に影響を与えるまで2年で達成可能なコミットさ

れた代替的参入のみ時宜を得たものと考えるだろう。関連製品が耐久財の場合には,消費者は,参入に対する有意なコミットメントに反応して,以前に購入した財の使用期間を延長するために追加の投資を行うことによって購入を抑制し,このようにして,しばらくの間,懸念される競争効果を阻止ないし打ち消すかもしれない。これらの状況において,参入がもっぱら2年以上かかって生じうるならば,司法長官は,参入が2年内及びその後引き続いて懸念される競争効果を阻止ないし打ち消す場合に限り,時宜を得たものと考えるだろう。

5.13 参入の蓋然性

参入が合併前価格で利潤となり,かつ当該価格が当該参入者によって保持されうる場合には,当該参入は蓋然性あるものとなる。コミットされた参入者の産出量があまりに大きくて,価格をさらに押し下げることなく,市場で吸収することができない場合には,コミットされた参入者は合併前水準に価格を保持することはできないであろう。このように,最小存続可能性規模が参入者に獲得可能なありうる販売機会より大きい場合には,参入に蓋然性は乏しい。

最小存続可能性規模は,コミットされた参入が合併前価格で継続して収益性を獲得するのに必要な最小の年間平均売上高である。最小存続可能性規模は,合併前価格と,参入に失敗し埋没費用があればそれが失われるとした場合の適度な投下資本収益率を含む,参入に関係する一切の種類のコストとに基づく,期待収益を表す一機能である。

参入者が獲得可能な販売機会の源には,次のものが含まれる。(a)懸念される競争効果に関係した産出量の減少,(b)合理的に期待される市場需要の拡大の一定割合を獲得できる参入者の能力,(c)たとえば垂直的統合ないし先物契約締結によって,既存企業から販売を確実に替えさせることができる参入者の能力,及び(d)参入に反応した,既存企業による産出量の予想される追加的縮小,である。

5.14 **参入の十分性**

複数の参入が一般に可能で,個々の参入者が柔軟に自らの規模を選択しうる限りにおいて,参入が第5.1節の分析の下で蓋然性ある場合はいつでも,コミットされた参入は,懸念される競争効果を阻止ないし打ち消すのに十分となるだろう。しかし,参入の蓋然性があるとしても,既存企業が支配している結果,参入に必要な有形・無形の資産が,参入者の販売機会に十分に対応するために十分に獲得できない場合は,参入は十分とはいえないだろう。加えて,懸念される競争効果が関連市場で一様ではなく,参入が十分であるためには,参入者の製品の性質と範囲が,懸念される競争効果に関連する産出量の減少を含む局地化された販売機会に反応できなければならない。たとえば,懸念が,差別化された製品の生産者間の合併による

一方的な価格引上げである場合に,参入が十分であるためには,参入の製品が合併 当事企業の製品と非常に類似しているため,合併後の企業が価格引上げによる販売 量の喪失分を十分内部化することができず,その結果,価格引上げが利潤とならな いものでなければならない。

5.15 代替的参入

司法長官は、潜在的参入者が誰であるかを識別しようとすることなく、潜在的参入者が実践的に採りうる参入手段に関し、その時宜性、蓋然性、及び十分性を検討するだろう。代替的参入は、企業が市場で生産・販売するために取らなければいけない行動によって定義される。関連する場合には、以下のものを含む参入努力の全側面が考慮されるだろう。計画策定、デザイン、経営管理、許認可等の承認、生産設備の建設・廃棄やその操業、販売促進(新製品投入に伴う必要な割引を含む)、マーケティング、流通、顧客満足度調査、及び資格要件。最近の参入の例は、それが成功したか失敗したかを問わず、可能な代替的参入に必要な行動、その時間的要件、及びその特徴を識別するための有益な出発点となるかもしれない。参入は、既存の供給の市場への転換、ないし新規生産供給源によるかもしれない。司法長官は、次の参入源に関する経験的証拠を評価するであろう。

5.51A 既存の供給の市場への転換

合併当事企業は,価格引き上げないし産出量の減少に反応して,企業が製品の供給を市場へ転換しうるという証拠を提出するかもしれない。司法長官は,現在,関連市場から輸出される供給,市場で垂直的に統合された企業によって内部的に消費された供給,及び現在,生産の一部分を市場へ出荷している企業からの追加的供給のかような転換の蓋然性に関する証拠を分析するだろう。

5.15A(1) **輸入**

関連市場から現在,製品を輸出している企業は,価格引上げや産出量の制限 に反応して,当該市場へ再び供給を戻すかもしれない。

この反応は,輸出者から合併当事企業である場合には生じる見込みは乏しい。 というのも,自ら行使しようとしている市場支配力を抑止する見込みは乏しい からである。同様に,輸出者が市場支配力の共同行使から利益を得る見込みの ある寡占企業である場合には,この反応が生じる見込みは乏しい。

この供給上の反応を証明しようという当事者は,いかなる経験的証拠も自由 に提出してよいが,最も説得的な証拠は,価格引上げないし産出量の制限に反 応した過去の輸出の転換を証明するこれまでの出荷パターンであろう。加えて, 当事者は,最低限,次の質問に答えなければならない。輸出がいかなる期間, 契約によって拘束されているか?その他,輸出が現在の買い手によって拘束されているか?

5.51A(2) 内部消費

内部消費のために製品を生産している垂直的統合企業は,この供給分を自由市場(open market)へ転換するかもしれない。当該製品の適当かつ経済的な代替品が存在せず,and/or,当該企業が,関連製品を用いる財について,契約その他の拘束が課せられている場合には,転換が生じる見込みは乏しい。そのような転換の最も説得的な証拠は,垂直的統合企業が,自由市場へ既にある程度製品を販売しており,内部消費を目的とした生産を自由市場へ移転したという歴史を持っているという証拠だろう。

5.51A(3) **輸入の増大**

産出量の一部分を関連市場へ出荷している企業は,追加的生産を関連市場へ 転換することによって市場支配力の行使の企図に対して反応するかもしれな い。そのような反応の影響を処理するために,当事者は,最低限,追加的供給 が市場外の買い手を契約その他でいかなる期間拘束しているかどうか,当該市 場へ現在送られている供給者の生産割合,及び供給者のこれまでの出荷パター ンを扱わなければならない。

5.15B **追加的供給の新規生産源**

合併当事企業は,現在,製品を供給していない企業が,市場支配力の行使の企図の2年内に供給を開始するという証拠を提出するかもしれない。これは,企業が,生産上の柔軟性を有している場合,企業が新規生産設備を建設しうる場合,及び,企業が裁定取引を行える場合に証明されるかもしれない。

5.15B(1) **生産の柔軟性**

司法長官は,2年内に関連製品の供給を転換することができ,そうする見込みの大きいような柔軟な生産設備を有している企業に関する証拠を評価するだろう。そのような過去の転換の歴史は,こういった反応が蓋然性をもっていることの最も説得的な証拠となるだろう。

5.15B(2) 新規設備の建設

当事者は,現在,製品を供給していない企業が市場支配力行使の企図の2年内に,新規プラント設備を建設する(あるいは,新規サービス施設を建設する)ということを証明しようとするかもしれない。

5.15B(3) 裁定取引

関連市場に隣接している企業は,市場の外から製品を買い,それを当該市場内へ転売することによって,市場支配力の行使に反応するかもしれない。この潜在的供給源は,関連製品が役務もしくは製品と役務が合体したものである場合には,生じる見込みは乏しい。産業における裁定取引の歴史は,この潜在的反応に蓋然性あることを証明するだろう。

5.2 共謀と寡占的行動

過去の共謀ないし反競争的行動に関する証拠が存在している場合には,第4節で 定められた推定が覆されることはほとんどなく,第4節で定められた数値基準以下 の合併案でも,そのような証拠が存在する場合には,より念入りに審査されるかも しれない。共謀ないし寡占的行動が現在生じるおそれが大きいとの指摘に直面した 場合,司法長官は,第4節の推定が覆されることを証明する目的のために提出され たその他の要素を考慮することはしないであろう。

5.3 **効率性**

効率性がクレイトン法 7 条の制定時の連邦議会の関心事であった限りにおいて, 効率性の関心は,低い産業集中度こそが効率性達成の目的を促進しうるとの法律制定時の判断において表明されていた。司法長官は,第4節で規定された基準の下で懸念を引き起こすのに十分な規模の企業間の合併は,通常,あるいは平均して,実質的な効率性をもたらすという主張に対する何らの実質的な経験的裏づけは存在しないと考える。さらに,第4節で採用された集中度基準は,一般に,合併による成長からもたらされる見込みのある最も有意な効率性を企業が獲得できるのに十分高いものである。

有意な効率性を,単なる予測ではなく,証明することができるようなまれな状況の場合でさえ,その証明が,違法な合併に対する抗弁となりうるわけではない。したがって,効率性は,合併当事企業が,明白かつ説得的な証拠によって,当該合併から有意な効率性がもたらされうることを証明することができる場合に考慮されるにすぎないであろう。さらに,合併当事企業は,合併による市場支配力の増大にもかかわらず,効率性により消費者価格が上昇しないことを証明しなければならない。高度に集中した市場では,効率性をうみだす合併であっても,市場支配力を形成ないし強化するおそれがあり,消費者価格を上昇させるおそれがある。加えて,司法長官は,合併当事企業が他の手段によってでは,同等ないし相当の節約分が達成されえず,かつ,そのような費用節約分が長期にわたって持続されうることを証明しない限り,効率性の主張を拒絶することになろう。

5.4 強力または洗練された買い手

強力かつ洗練された買い手が,一次市場に存在する企業に秘密裡に交渉することを余儀なくさせたり,大口の買い手に対して実質的な譲歩を申し出させたりするのに十分な立場に立っているのであれば,暗黙または明示の共謀は,強力かつ洗練された買い手の存在によってくじくことができる。しかし,ほとんどの状況においては,司法長官は,強力または洗練された買い手の存在が反競争的効果の発生を妨げる見込みは乏しいと考える。したがって,強力または洗練された買い手の存在は,買い手が,共謀による価格設定に反応して一次市場に参入する唯一の地位に立っている場合,または,他の企業の参入に資金援助し,もしくは,その他の手段で参入を促進しうる唯一の地位に立っている場合に,考慮されるにすぎないだろう。

6 破綻企業の抗弁

合衆国最高裁によって認められてきた破綻企業の理論は,違法な合併に対する抗弁となりうる。それにより反競争的合併は認められる場合があることから,この理論は厳格に解釈されねばならない。

司法長官は、合併を提案する者が、次の三つの要因の証明責任を充足する場合に、反競争的合併に対する破綻企業の抗弁を考慮するに過ぎないだろう。すなわち、 破 綻とされる企業の資源が散逸し、回復の見込みがほとんどないことから、当該企業が 事業失敗の高度の蓋然性に直面しているという事実 、 破綻企業が、合理的で見込み のある買い手を見つける誠実な努力をしたが失敗したこと 、 より反競争的でない利用可能な代替手段が存在しないこと。

	合併年	合併当事者	ライバル企業
2	1982.10	住友重機械工業,日特金属工業	小松製作所
3	1983.4	本州製紙,福岡製紙	主要パルプ・紙メーカー(注2)
4	1983.4	横河電機製作所,北辰電機製作所	山武ハネウエル
_	4000 40	京セラ	沖電気
5	1983.10	ヤシカ	主要カメラメーカー(注3)
6	1986.4	大協石油,丸善石油	主要石油精製業者(注4)
8	1986.12	三洋電機,東京三洋電機	主要通信用・家庭用電気機器メーカー(注5)
10	1989.4	王子製紙,東洋パルプ	主要パルプ・紙メーカー(注2)
11	1989.6	山下新日本汽船,ジャパンライン	主要海運業者(注6)
12	1990.12	三菱金属	主要非鉄第一次製錬事業者(注7)
12	1990.12	三菱鉱業セメント	主要セメントメーカー(注8)
13	1992.1	旭化成工業	主要化学繊維メーカー(注9)
13	1992.1	東洋醸造	寶酒造
14	1992.1	東海カーボン,東洋カーボン	日本カーボン
16	1992.10	住友金属工業,日本ステンレス	主要高炉鉄鋼業者(注 10)
17	1992.10	阪神電気鉄道	主要鉄道軌道業者(注 11)
17	1992.10	阪神不動産	主要不動産業者(注 12)
18	1993.3	ダイエー	イトーヨーカドー
10	1990.0	日本ドリーム観光	よみうりランド
19	1993.4	十條製紙,山陽国策パルプ	主要パルプ・紙メーカー(注 2 ,ただし同年合 併の王子,神崎を除く)
20	1993.10	王子製紙,神崎製紙	主要パルプ・紙メーカー(注 2 ,ただし同年合併の十條,山陽国策を除く)
21	1994.3	ダイエー,忠実屋,ユニードダイエー	イトーヨーカドー
23	1994.10	小野田セメント,秩父セメント	主要セメントメーカー(注 8 , ただし同年合併 の住友 , 大阪を除く)
25	1994.10	住友セメント,大阪セメント	主要セメントメーカー(注8,ただし同年合併の小野田,秩父を除く)
26	1994.10	三菱化成,三菱油化	主要無機化学メーカー(注 13)
28	1996.10	新王子製紙,本州製紙	主要パルプ・紙メーカー(注2)
29	1997.10	三井石油化学工業,三井東圧化学	主要無機化学メーカー(注 13)
30	1998.4	吉富製薬,ミドリ十字	主要医薬品メーカー(注 14)
31	1998.10	南海電気鉄道	主要鉄道軌道業者(注 11)
31	1330.10	大阪スタヂアム興業	東京ドーム
32	1998.10	秩父小野田,日本セメント	主要セメントメーカー(注8)
33	1998.10	住友金属工業,住友シチックス	主要高炉鉄鋼業者(注 10)
35	1998.10	日本郵船,昭和海運	主要海運業者(注6)
36	1998.10	富士通,富士通東和エレクトロン	主要通信用・家庭用電気機器メーカー(注5)
37	1998.10	三菱レイヨン	主要化学繊維メーカー(注9)
<u> </u>	1000.10	日東化学工業	主要無機化学メーカー(注13)
38	1999.4	レンゴー , セッツ	主要パルプ・紙メーカー(注 2 ,ただし同年合 併の高崎を除く)
39	1999.4	大阪商船三井船舶,ナビックスライン	主要海運業者(注6)
42	1999.10	高崎製紙 , 三興製紙	主要パルプ・紙メーカー(注 2 , ただし同年合 併のレンゴー , セッツを除く)

	合併年	合併当事者	ライバル企業
43	1999.10	日本軽金属,東洋アルミニウム	主要非鉄第1次製錬業者(注7)
46	2000.4	アマダソノイケ , アマダワシノ	主要工作機械メーカー(注 15)
47	2000.4	黒崎窯業,ハリマセラミック	主要耐火物メーカー(注 16)

- 注1 ライバル企業として「主要 メーカー(業者)」としているものについては,すべて,それに対応 する合併当事者を除く。「主要 メーカー(業者)」は,三菱総合研究所『企業経営の分析』各年版に よった。
- 注2 主要パルプ・紙メーカー(1982年当時): 山陽国策パルプ,東海パルプ,中越パルプ工業,東洋パルプ,十條製紙,王子製紙,大昭和製紙,本州製紙,レンゴー,三菱製紙,神崎製紙,巴川製紙,高崎製紙,北越製紙,日本加工製紙,日本紙業,摂津板紙,東京セロファン紙
- 注3 主要カメラメーカー(1982年当時):キャノン,日本光学工業,ミノルタカメラ,オリンパス光学工業,東京光学機械
- 注 4 主要石油精製業者(1985年当時): *丸善石油*,日本石油精製,三菱石油,昭和シェル石油,東亜燃料工業,大協石油,興亜石油,東亜石油
- 注5 主要通信用・家庭用電気機器メーカー(1985年当時):松下電器産業,日本電気,三洋電機,沖電気工業,富士通,シャープ,ソニー,日本コロンビア,ゼネラル,日本ビクター,日本無線,岩崎通信機,ティーディーケイ,東北金属工業,国際電気,京三製作所,日本信号,松下冷機
- 注 6 主要海運業者(1989年当時): *日本郵船,大阪商船三井船舶*,川崎汽船,山下新日本汽船,ジャパン ライン,三光汽船,昭和海運,関西汽船
- 注7 主要非鉄第一次製錬業者(1989年当時):日本鉱業,三菱金属,三井金属鉱業,住友金属鉱山,同和鉱業,東邦亜鉛,志村化工,日本軽金属,日本精鉱
- 注8 主要セメントメーカー(1989年当時): *小野田セメント,日本セメント,大阪セメント,秩父セメント,三菱鉱業セメント*,第一セメント*,住友セメント*
- 注9 主要化学繊維メーカー(1991年当時): 東レ,帝人, *旭化成工業*, クラレ, 三菱レイヨン, 東邦レーョン
- 注 10 主要高炉鉄鋼業者(1991 年当時):新日本製鉄,日本鋼管,住友金属工業,川崎製鉄,神戸製鋼所, 日新製鋼,中山製鋼所,合同製鉄
- 注 11 主要鉄道軌道業者(1991年当時): 東京急行電鉄,近畿日本鉄道,名古屋鉄道,阪急電鉄,西武鉄道, 東武鉄道,京成電鉄,小田急電鉄,京王帝都電鉄,京浜急行電鉄,京阪電気鉄道,*南海電気鉄道*,阪 神電気鉄道,西日本鉄道,相模鉄道,山陽電気鉄道,富山地方鉄道,広島電鉄,伊予鉄道
- 注 12 主要不動産業者(1991 年当時): 三菱地所,三井不動産,東急不動産,東京建物,大阪建物,平和不動産,サンケイビル
- 注 13 主要無機化学メーカー(1993年当時): 住友化学工業,昭和電工,三菱化成,三井東圧化学,チッソ,電気化学工業,日東化学工業,信越化学工業,日産化学工業,東亜合成,トクヤマ,東ソー,日本曹達,石原産業,日本カーバイド工業,呉羽化学工業,住友精化,日本酸素,日本化学工業,イビデン, 堺化学工業,神島化学工業,ダイソー,東洋酸素,大阪酸素工業,テイカ
- 注 14 主要医薬品メーカー(1997年当時): 武田薬品工業,三共,塩野義製薬,田辺製薬,第一製薬,藤沢薬品工業,中外製薬,山之内製薬,大日本製薬,日本新薬,萬有製薬,小野薬品工業,大正製薬,エーザイ,ミドリナ字,吉富製薬,ツムラ,富山化学工業
- 注 15 主要工作機械メーカー(1999 年当時): 東芝機械,オークマ,日立精機,豊田工機,ツガミ,エンシュウ,アマダワシノ,アマダ,アマダソノイケ,牧野フライス製作所,オーエスジー
- 注 16 主要耐火物メーカー(1999 年当時): 品川白煉瓦, *黒崎窯業*, ハリマセラミック, ヨータイ, 美濃窯業, 東芝セラミックス

合併前の財務データと合併後の財務データの相違の検定

類型 の合併35事例(全事例)

売上高製造原価比率	売上高原材料費比率	売上高労務費比率	売上高販売管理費比率	売上高人件費比率	売上高営業利益率	売上高経常利益率
合併前と合併1年後の比較						
合併前 合併1年後 平均 0.001 0.016 分散 0.020 0.018 観測数 28 28 自由度 27 1 t值 -0.997 -0.997	中的 合併前 合併 1年後 平均 0.008 0.016 分散 0.016 0.012 観測数 28 28 自由度 27 27 t 値 -0.685	合併前 合併1年後 平均 -0.002 0.002 分散 0.001 0.001 観測数 28 28 自由度 27 27 t值 -1.372 -1.372	合併前 合併 1 年後 平均 -0.009 -0.009 分散 0.002 0.003 観測数 35 35 自由度 34 t t 0.116	合併前 合併1年後 平均 -0.005 -0.004 分散 0.001 0.001 観測数 35 35 自由度 34 t t 6 -0.232	合併前 合併 1 年後 平均 0.000 0.001 分散 0.001 0.002 観測数 35 35 自由度 34 t值 t值 -0.245	中的 合併前 合併 1年後 平均 0.001 -0.003 分散 0.002 0.03 観測数 35 35 自由度 34 t t 0.896
合併前と合併2年後の比較						
合併前 合併2年後 平均 -0.010 0.016 分散 0.020 0.015 観測数 26 26 自由度 25 t值 -1.407	合併前 合併2年後 平均 -0.010 0.000 分散 0.011 0.008 観測数 26 26 自由度 25 1 t値 -0.627	合併前 合供2 年後 平均 0.001 0.008 分散 0.001 0.001 観測数 26 26 自由度 25 -1.978	合併前 合併2年後 平均 -0.005 -0.004 分散 0.002 0.002 観測数 32 32 自由度 31 t値 -0.445	合併前 合併2年後 平均 -0.003 0.006 分散 0.001 0.001 観測数 32 32 自由度 31 t值 -1.580	合併前 合併 2 年後 平均 0.001 -0.002 分散 0.001 0.001 観測数 32 32 自由度 31 t值 0.642	合併前 合併 2 年後 平均 0.001 -0.004 分散 0.002 0.002 観測数 32 32 自由度 31 t 値 0.970
合併前と合併3年後の比較						
合併前 合併3年後 平均 -0.025 0.008 分散 0.021 0.019 観測数 21 21 自由度 20 t値 -1.434	合併前 合併3年後 平均 -0.018 0.003 分散 0.013 0.008 観測数 21 21 自由度 20 1.024	合併前 合併3 年後 平均 -0.002 0.006 分散 0.001 0.001 観測数 21 21 自由度 20 1 t值 -1.453	合併前 合併3年後 平均 -0.008 0.003 分散 0.002 0.002 観測数 26 26 自由度 25 -2.029 *	合併前 合併3年後 平均 -0.009 -0.001 分散 0.001 0.001 観測数 26 26 自由度 25 1.187	合併前 合供3年後 平均 0.005 0.003 分散 0.001 0.001 観測数 26 26 自由度 25 t值 t值 0.543	合併前 合併3年後 平均 0.006 -0.001 分散 0.002 0.002 銀測数 26 26 自由度 25 t値 1.385
合併前と合併4年後の比較						
合併前 合併 4 年後 平均 -0.019 0.026 分散 0.031 0.025 観測数 14 14 自由度 13 13 t值 -1.132 -1.132	合併前 合併4年後 平均 -0.022 0.006 分散 0.019 0.013 額測数 14 14 自由度 13 t值 -0.812 -0.812	合併前 合併4年後 平均 -0.001 0.007 分散 0.001 0.001 観測数 14 14 自由度 13 t値 -1.173	合併前 合併4年後 平均 -0.021 -0.012 分散 0.002 0.001 観測数 17 17 自由度 16 t值 -1.377	合併前 合併 4 年後 平均 -0.011 -0.004 分散 0.001 0.001 観測数 17 17 自由度 16 -0.723	合併前 合併 4 年後 平均 0.002 -0.002 分散 0.002 0.001 観測数 17 17 自由度 16 16 t值 0.694	合併前 合併4年後 平均 0.007 0.000 分散 0.003 0.002 観測数 16 16 t値 0.952
合併前と合併5年後の比較						
合併前 合併5年後 平均 -0.029 0.057 分散 0.032 0.017 観測数 13 13 自由度 12 12 t值 -2.602 **	合併前 合併5年後 平均 -0.030 0.023 分散 0.020 0.009 観測数 13 13 自由度 12 t值 t值 -1.611	合併前 合併5年後 平均 -0.001 0.012 分散 0.001 0.001 観測数 13 13 自由度 12 12 t值 -1.860 *	合併前 合併5年後 平均 -0.022 -0.013 分散 0.002 0.001 観測数 16 16 自由度 15 15 t 値 -1.436	合併前 合併5年後 平均 -0.011 0.005 分散 0.001 0.001 観測数 16 16 自由度 15 t值 t值 -1.405 -1.405	合併前 合併5年後 平均 0.001 -0.002 分散 0.002 0.001 観測数 16 16 自由度 15 t值 t值 0.433	合併前 合併5年後 平均 0.008 -0.003 分散 0.003 0.002 観測数 16 16 自由度 15 16 t.4 1.246

参考資料 4

自己資本利益率	自己資本経常利益率	総資産利益率	労働生産性	資本生産性	売上高対前年比成長率	従業員一人当たり売上高
合併前 合併 1年後 平均 -0.039 -0.015 分散 0.015 0.006 観測数 35 35 自由度 34 -1.001	合併前 合併1年後 平均 -0.034 -0.013 分散 0.016 0.005 観測数 35 35 自由度 34 t值 -0.870	合併前 合併 1年後 平均 -0.002 -0.002 分散 0.001 0.001 観測数 35 35 自由度 34 1 t值 0.175 0.175	合併前 合併 1年後 平均 -0.927 -0.871 分散 9.398 42.318 観測数 34 34 自由度 33 t 値 -0.062	合併前 合併1年後 平均 -0.059 -0.100 分散 0.054 0.081 觀測数 34 34 自由度 33 1.309	合併前 合併1年後 平均 0.000 0.066 分散 0.001 0.019 観測数 35 35 自由度 34 t 値 -2.810 *	合併前 合併 1 年後 平均 11.242 6.042 分散 2264.814 1692.056 観測数 35 35 自由度 34 1.202
合併前 合併2年後 平均 -0.042 -0.011 分散 0.016 0.006 親測数 32 32 自由度 31 -1.167	合併前 合併之年後 平均 -0.036 -0.022 分散 0.018 0.009 観測数 32 32 自由度 31 -0.477	合併前 合併 2年後 平均 -0.002 -0.006 分散 0.001 0.001 観測数 32 32 自由度 31 t値 1.366	合併前 合供2年後 平均 -0.871 -0.158 分散 9.933 42.912 観測数 32 32 自由度 31 -0.791	合併前 合併2年後 平均 -0.053 -0.090 分散 0.059 0.137 観測数 32 32 自由度 31 t值 t值 0.837	合併前 合併2年後 平均 -0.001 -0.034 分散 0.001 0.005 観測数 32 32 自由度 31 2.227	合併前 合併 2 年後 平均 11.215 2.823 分散 2478.818 1648.617 観測数 32 32 自由度 31 1.658
合併前 合供3年後 平均 -0.030 -0.043 分散 0.011 0.011 観測数 26 26 自由度 25 1 t值 0.460 0.460	合併前 合併3年後 平均 -0.039 -0.021 分散 0.021 0.006 観測数 26 26 自由度 25 25 t値 -0.651	合併前 合併3年後 平均 0.000 -0.003 分散 0.001 0.001 観測数 26 26 自由度 25 25 t值 1.153 1.153	合併前 合供3年後 平均 -0.236 -0.100 分散 6.829 94.165 観測数 26 26 自由度 25 26 t 値 -0.086 -0.086	合併前 合併3年後 平均 -0.059 -0.088 分散 0.068 0.092 觀測数 26 26 自由度 25 1 t值 0.826 0.826	合併前 合併3年後 平均 -0.003 -0.014 分散 0.001 0.005 観測数 25 25 自由度 24 24 t值 0.696	合併前 合併3年後 平均 14.806 7.983 分散 2549.487 1251.420 観測数 26 26 自由度 25 1.032
合併前 合併4年後 平均 -0.047 -0.012 分散 0.016 0.007 観測数 17 17 自由度 16 -1.008	合併前 合併4年後 平均 -0.059 -0.018 分散 0.032 0.003 観測数 17 17 自由度 16 16 t 値 -0.876 -0.876	合併前 合併4年後 平均 -0.001 0.000 分散 0.002 0.001 観測数 17 17 自由度 16 16 t 値 -0.099 -0.099	合併前 合併4年後 平均 -0.530 0.387 分散 5.190 23.633 観測数 17 17 自由度 16 -0.882	合併前 合併4年後 平均 -0.046 -0.055 分散 0.098 0.162 観測数 17 17 自由度 16 16 t 値 0.124	今供前 合供4年後 平均 -0.008 -0.012 分散 0.001 0.005 観測数 17 17 自由度 16 16 t 値 0.219 16	合併前 合併4年後 平均 20.262 1.795 分散 3632.205 995.814 觀測数 17 17 自由度 16 1.498
合併前 合併5年後 平均 -0.049 -0.005 分散 0.017 0.008 観測数 15 15 自由度 14 -0.990	合併前 合併5年後 平均 -0.052 -0.018 分散 0.034 0.005 観測数 15 15 自由度 14 14 t值 -0.603 -0.603	合併前 合併5年後 平均 0.003 -0.004 分散 0.002 0.001 観測数 15 15 自由度 14 1.079	合併前 合併5年後 平均 -0.540 -0.895 分散 5.466 47.154 観測数 15 15 自由度 14 14 t 値 0.218	合併前 合併5年後 平均 -0.036 -0.100 分散 0.111 0.299 観測数 15 15 自由度 14 t t 0.648	合併前 合併5年後 平均 -0.008 -0.017 分散 0.001 0.003 観測数 15 15 自由度 14 t 値 t 値 0.442 -0.442	合併前 合併 5 年後 平均 22.362 -4.541 分散 4106.517 1048.596 観測数 15 15 自由度 14 1.659

類型 の合併20事例(水平合併						
売上高製造原価比率	売上高原材料費比率	売上高労務費比率	売上高販売管理費比率	売上高人件費比率	売上高営業利益率	売上高経常利益率
合併前と合併1年後の比較						
合併前 合併1年後 平均 -0.021 -0.008 分散 0.020 0.014 観測数 15 16 t値 -0.706	合併前 合併 1年後 平均 -0.010 -0.003 分散 0.015 0.007 観測数 16 16 自由度 15 15 t值 -0.410 -0.410	合併前 合併1年後 平均 -0.009 -0.011 分散 0.000 0.001 観測数 16 16 自由度 15 16 t 値 0.477 16	合併前 合併 1 年後 平均 0.005 0.002 分散 0.001 0.001 観測数 20 20 自由度 19 t值 0.964	合併前 合併1年後 平均 -0.003 -0.008 分散 0.000 0.001 観測数 20 20 自由度 38 t値 0.596	合併前 合併 1 年後 平均 -0.003 -0.002 分散 0.001 0.001 銀測数 20 20 自由度 38 t值 -0.110	合併前 合併 1 年後 平均 -0.002 -0.001 分散 0.001 0.002 観測数 20 20 自由度 38 t値 -0.051
合併前 合併享 平均 -0.028 -0.010 分散 0.021 0.017 観測数 15 15 自由度 28 1 t值 -0.350 -0.350	合併前 合併2年後 平均 -0.016 -0.019 分散 0.016 0.008 観測数 15 15 自由度 28 t 値 0.058	合併前 合併2年後 平均 -0.007 -0.005 分散 0.000 0.000 髄測数 15 15 自由度 14 t t d -0.727	合併前 合併2年後 平均 0.004 0.005 分散 0.001 0.001 観測数 19 19 自由度 18 t 値 -0.051	合併前 合併2年後 平均 -0.003 0.000 分散 0.000 0.001 観測数 19 19 自由度 18 18 t 値 -0.570	合併前 合併2年後 平均 -0.004 -0.008 分散 0.001 0.002 観測数 19 19 自由度 18 t 値 0.634	合併前 合併2年後 平均 -0.002 -0.006 分散 0.001 0.002 観測数 19 19 自由度 18 t t 0.564
合併前と合併3年後の比較						
合併前 合併3年後 平均 -0.046 -0.026 分散 0.026 0.018 間由度 10 11 t値 -0.633 -0.633	合併前 合併3年後 平均 -0.025 -0.018 分散 0.020 0.010 観測数 11 11 自由度 10 t値 -0.243	合併前 合併3年後 平均 -0.010 -0.009 分散 0.000 0.000 観測数 11 11 自由度 10 t值 t值 -0.239	合併前 合供3年後 平均 0.006 0.013 分散 0.001 0.002 観測数 14 14 自由度 13 14 t值 -0.984 -0.984	合併前 合併3年後 平均 -0.006 -0.011 分散 0.000 0.001 観測数 14 14 自由度 13 1.360	合併前 合併3年後 平均 0.004 0.003 分散 0.001 0.001 観測数 14 14 自由度 13 t 値 0.121	合併前 合併3年後 平均 0.007 0.001 分散 0.001 0.002 観測数 14 14 自由度 13 14 t值 0.940 14
合併前と合併4年後の比較						
合併前 合併4年後 平均 -0.039 -0.016 分散 0.041 0.037 観測数 7 7 自由度 6 6 t値 -0.351	合併前 合併4年後 平均 -0.023 0.000 分散 0.033 0.018 観測数 7 7 自由度 6 1 t值 -0.394	合併前 合併4年後 平均 -0.010 -0.011 分散 0.001 0.001 観測数 7 7 自由度 6 0.101	合併前 合併4年後 平均 -0.007 -0.005 分散 0.001 0.001 観測数 9 9 自由度 8 -0.177	合併前 合併4年後 平均 -0.007 -0.014 分散 0.001 0.000 観測数 9 9 自由度 8 t 値 t 値 0.929	合併前 合併 4 年後 平均 0.000 -0.005 分散 0.001 0.001 観測数 9 9 自由度 8 t 値 t 値 0.571	合併前 合併4年後 平均 0.006 -0.001 分散 0.001 0.001 観測数 9 9 自由度 8 t値 1.761
合併前と合併5年後の比較						
合併前 合併5年後 平均 -0.063 0.011 分散 0.045 0.020 観測数 6 6 自由度 5 6 t値 -1.323	合併前 合併5年後 平均 -0.041 0.020 分散 0.037 0.012 観測数 6 6 自由度 5 t.055	合併前 合併5年後 平均 -0.011 -0.004 分散 0.001 0.000 観測数 6 6 自由度 5 t 値	合併前 合併5年後 平均 -0.007 -0.007 分散 0.001 0.001 観測数 8 8 自由度 7 t 値 0.015 0.015	合併前 合併5年後 平均 -0.006 0.001 分散 0.001 0.001 観測数 8 8 自由度 7 1 t值 -0.743 -0.743	合併前 合併5年後 平均 -0.002 -0.005 分散 0.002 0.000 観測数 8 8 自由度 7 t 値 0.199 0.199	合併前 合併5年後 平均 0.006 -0.009 分散 0.001 0.001 観測数 8 8 自由度 7 t 値 1.562 1.562

参考資料 4

自己資本利益率	自己資本経常利益率	総資産利益率	労働生産性	資本生産性	売上高対前年比成長率	従業員一人当たり売上高
合併前 合併 1 年後 平均 -0.061 -0.002 分散 0.024 0.004 観測数 20 20 自由度 38 -1.555	合併前 合併1年後 平均 -0.043 0.008 分散 0.024 0.005 観測数 20 20 自由度 38 t值 -1.322	合併前 合併1年後 平均 -0.004 -0.001 分散 0.000 0.001 観測数 20 20 自由度 38 t 値 -0.443	合併前 合併 1年後 平均 -0.346 0.876 分散 13.793 37.943 観測数 20 20 自由度 38 t 値 -0.760	合併前 合併1年後 平均 -0.023 -0.058 分散 0.020 0.038 観測数 20 20 自由度 38 t 値 0.648	合併前 合併1年後 平均 -0.003 0.100 分散 0.001 0.027 観測数 20 20 自由度 38 t値 -2.732	合併前 合併 1年後 平均 24,025 21,394 分散 3297.374 1594.587 観測数 20 20 自由度 38 t 値 0.168
合併前 合併2年後 平均 -0.085 -0.013 分散 0.025 0.008 観測数 19 19 自由度 18 t 值 -1.205	合併前 合併2年後 平均 -0.046 -0.024 分散 0.026 0.013 観測数 19 19 自由度 18 t値 -0.463	合併前 合併2年後 平均 -0.004 -0.008 分散 0.000 0.001 観測数 19 19 自由度 18 18 t值 0.910	合併前 合供2年後 平均 -0.354 1.334 分散 14.558 53.537 観測数 19 19 自由度 18 1 t值 -1.278	合併前 合併之年後 平均 -0.027 -0.040 分散 0.021 0.022 観測数 19 19 自由度 18 t 值 0.354	合併前 合併2年後 平均 -0.045 分散 0.001 観測数 19 自由度 18 t值 1.967	合併前 合併2年後 平均 25.213 18.040 分散 3450.725 1492.350 観測数 19 19 自由度 18 10.883
合併前 合供3年後 平均 -0.049 -0.008 分散 0.018 0.004 観測数 14 14 自由度 13 t值 -1.134	合併前 合併3年後 平均 -0.054 -0.018 分散 0.035 0.005 観測数 14 14 自由度 13 14 t値 -0.745	合併前 合併3年後 平均 -0.001 -0.003 分散 0.000 0.001 観測数 14 14 自由度 13 t值 0.625	合併前 合併3年後 平均 0.955 3.954 分散 7.261 75.358 観測数 14 14 自由度 13 t值 -1.576	合併前 合併或年後 平均 -0.009 分散 0.024 観測数 14 自由度 13 t值 -0.002	合併前 合併3年後 平均 -0.015 0.011 分散 0.001 0.005 観測数 13 13 自由度 12 t值 -1.251	合併前 合併3 年後 平均 30.474 23.666 分散 4301.317 1711.337 観測数 14 14 自由度 13 14 t值 0.563 14
合併前 合併4年後 平均 -0.077 0.005 分散 0.027 0.008 観測数 9 9 自由度 8 t值 -1.372 -1.372	会併前 合併4年後 平均 -0.082 -0.007 分散 0.054 0.003 観測数 9 9 自由度 8 t 値 t 値 -0.879	合併前 合併4年後 平均 -0.004 -0.001 分散 0.000 0.000 観測数 9 9 自由度 8 9 t 値 -0.742	合併前 合併4年後 平均 -0.046 1.615 分散 7.581 40.507 観測数 9 9 自由度 8 8 t 値 -0.863	会併前 合併4年後 平均 0.008 0.003 分散 0.037 0.020 観測数 9 9 自由度 8 t t 値 0.070	合併前 合併4年後 平均 -0.018 -0.043 分散 0.001 0.006 観測数 9 9 自由度 8 8 t值 0.876	合併前 合併 4 年後 平均 39.041 12.024 分散 6403.397 1562.949 觀測数 9 9 自由度 8 1.169
合併前 合併 5 年後 平均 -0.090 0.000 分散 0.029 0.015 観測数 8 8 自由度 7 t値 -1.093	合併前 合併5年後 平均 -0.093 -0.009 分散 0.060 0.007 観測数 8 8 自由度 7 1 t値 -0.801 -0.801	合併前 合併5年後 平均 -0.005 -0.006 分散 0.000 0.001 観測数 8 8 自由度 7 7 t値 0.186 -0.186	合併前 合併5年後 平均 -0.220 0.370 分散 8.353 80.980 観測数 8 8 自由度 7 t 値 -0.200	合併前 合併5年後 平均 0.023 0.010 分散 0.040 0.023 観測数 8 8 自由度 7 t t 0.196	合併前 合併5年後 平均 -0.016 -0.030 分散 0.001 0.002 観測数 8 自由度 7 t値 0.618	合併前 合併5年後 平均 42.659 2.859 分散 7183.460 1724.411 観測数 8 8 自由度 7 7 t値 1.322

売上高製造原価比率	売上高原材料費比率	売上高労務費比率	売上高販売管理費比率	売上高人件費比率	売上高営業利益率	売上高経常利益率
合併前と合併1年後の比較	九工间原料可具比于	九工间分别英亿千	九工间,	ZERNI SUT	光工间日来 的血干	
合併前 合併1年後 平均 -0.025 -0.018 分散 0.023 0.014 観測数 14 14 自由度 13 t值 -0.330	合併前 合併1年後 平均 -0.017 -0.013 分散 0.016 0.006 観測数 14 14 自由度 13 14 t值 -0.190 -0.190	合併前 合併 1年後 平均 -0.008 -0.011 分散 0.001 0.001 観測数 14 14 自由度 13 t值 0.838	合併前 合併1年後 平均 0.003 0.001 分散 0.001 0.001 観測数 17 17 自由度 16 16 t值 0.683	合併前 合併1年後 平均 -0.001 -0.006 分散 0.000 0.001 観測数 17 17 自由度 16 1.395	合併前 合併1年後 平均 -0.008 -0.005 分散 0.001 0.001 観測数 17 17 自由度 16 -0.366	合併前 合併 1年後 平均 -0.004 -0.002 分散 0.001 0.002 観測数 17 17 自由度 16 16 t值 -0.340 -0.340
合併前と合併2年後の比較						
合併前 合併2 年後 平均 -0.033 -0.022 分散 0.023 0.018 観測数 13 13 自由度 12 12 t值 -0.489 -0.489	合併前 合併2年後 平均 -0.024 -0.031 分散 0.016 0.007 観測数 13 13 自由度 12 t值 0.321	合併前 合併 2 年後 平均 -0.005 -0.004 分散 0.000 0.001 観測数 13 13 自由度 12 1 t值 -0.442 -0.442	合併前 合併2年後 平均 0.002 0.003 分散 0.001 0.001 観測数 16 16 自由度 15 16 t值 -0.341 -0.341	合併前 合併主年後 平均 0.000 0.003 分散 0.001 0.001 観測数 16 16 自由度 15 16 t值 -0.453 -0.453	合併前 合供2年後 平均 -0.008 -0.012 分散 0.001 0.002 観測数 16 16 自由度 15 16 t值 0.556 0.556	合併前 合併2年後 平均 -0.004 -0.006 分散 0.001 0.003 観測数 16 16 自由度 15 t值 0.237
合併前と合併3年後の比較						
合併前 合併3 年後 平均 -0.057 -0.049 分散 0.030 0.017 観測数 9 9 自由度 8 t値 -0.231 -0.231	合併前 合併3年後 平均 -0.038 -0.037 分散 0.023 0.007 観測数 9 9 自由度 8 t值 -0.039 -0.039	合併前 合併3年後 平均 -0.009 -0.011 分散 0.001 0.000 観測数 9 9 自由度 8 t 値 1.002 0.493	合併前 合併3年後 平均 0.002 0.015 分散 0.001 0.002 観測数 11 11 自由度 10 1.554	合併前 合併3年後 平均 -0.004 -0.012 分散 0.001 0.001 観測数 11 11 自由度 10 2.078	合併前 合併3年後 平均 -0.001 -0.001 分散 0.001 0.001 観測数 11 11 自由度 10 10 t值 -0.070	合併前 合併3年後 平均 0.006 0.001 分散 0.001 0.002 観測数 11 11 自由度 10 10 t值 0.708
合併前と合併4年後の比較						
合併前 合件4年後 平均 -0.059 -0.051 分散 0.046 0.033 観測数 6 6 自由度 5 6 t値 -0.110 -0.110	合併前 合併4年後 平均 -0.046 -0.030 分散 0.036 0.014 観測数 6 6 自由度 5 6 t值 -0.236 -0.236	合併前 合併4年後 平均 -0.010 -0.015 分散 0.001 0.001 觀測数 6 6 自由度 5 6 t值 0.482	合併前 合併4年後 平均 -0.006 0.002 分散 0.001 0.000 観測数 8 8 自由度 7 t值 t值 -0.803 -0.803	合併前 合併4年後 平均 -0.007 -0.017 分散 0.001 0.001 観測数 8 8 自由度 7 t值 1.197	合併前 合併 4年後 平均 -0.001 -0.004 分散 0.002 0.001 観測数 8 8 自由度 7 1 t值 0.238 0.238	合併前 合併4年後 平均 0.008 0.004 分散 0.001 0.001 観測数 8 8 自由度 7 t值 t值 1.404
合併前と合併 5 年後の比較						
合併前 合併5年後 平均 -0.092 -0.026 分散 0.049 0.015 観測数 5 5 自由度 4 t値 -0.974	合併前 合併5年後 平均 -0.072 -0.012 分散 0.039 0.008 観測数 5 5 自由度 4 t 値 t 値 -0.864	合併前 合併5年後 平均 -0.011 -0.009 分散 0.001 0.000 観測数 5 5 自由度 4 tf tf -0.284	合併前 合併5年後 平均 -0.006 0.000 分散 0.001 0.001 観測数 7 7 自由度 6 6 t值 -0.940	合併前 合併5年後 平均 -0.006 -0.001 分散 0.001 0.001 観測数 7 7 自由度 6 6 t值 -0.463	合併前 合併5年後 平均 -0.004 -0.003 分散 0.002 0.000 観測数 7 7 自由度 6 t值 -0.021 -0.021	合併前 合併5年後 平均 0.009 -0.002 分散 0.001 0.001 観測数 7 7 自由度 6 t 値 1.081 1.081

参考資料 4

自己資本利益率	自己資本経常利益率	総資産利益率	労働生産性	資本生産性	売上高対前年比成長率	従業員一人当たり売上高
合併前 合併1年後 平均 -0.068 0.001 分散 0.028 0.004 観測数 17 17 自由度 16 t値 -1.565	合併前 合併1年後 平均 -0.047 0.014 分散 0.029 0.005 観測数 17 17 自由度 16 t值 -1.336	合併前 合併1年後 平均 -0.005 0.000 分散 0.000 0.001 観測数 17 17 自由度 16 t値 -1.307	合併前 合併1年後 平均 -0.804 0.017 分散 14.697 34.248 観測数 17 17 自由度 16 16 t值 -0.728	合併前 合併1年後 平均 -0.009 -0.045 分散 0.022 0.042 観測数 17 17 自由度 16 t値 0.836	合併前 合併 1年後 平均 -0.004 0.115 分散 0.001 0.031 観測数 17 17 自由度 16 t値 -2.764 **	合併前 合併 1 年後 平均 23.730 19.268 分散 3797.377 1596.894 観測数 17 17 自由度 16 16 t値 0.550
合併前 合併2年後 平均 -0.074 -0.015 分散 0.030 0.009 觀測数 16 16 自由度 15 15 t值 -1.152 -1.152	合併前 合件2年後 平均 -0.050 -0.017 分散 0.031 0.015 観測数 16 16 自由度 15 16 t 値 -0.595 -0.595	合併前 合併2年後 平均 -0.006 -0.007 分散 0.000 0.001 觀測数 16 16 自由度 15 16 t值 0.214 16	合併前 合併2年後 平均 -0.841 -0.099 分散 15.651 35.437 観測数 16 16 自由度 15 16 t 値 -0.638 -0.638	合併前 合件2年後 平均 -0.013 -0.033 分散 0.023 0.023 観測数 16 16 自由度 15 16 t 値 0.452 0.452	合併前 合併2年後 平均 -0.008 -0.049 分散 0.001 0.007 觀測数 16 16 自由度 15 t値 1.793	合併前 合併2年後 平均 25.123 17.592 分散 4015.332 1705.971 観測数 16 16 自由度 15 16 t値 0.779 16
合併前 合併3年後 平均 -0.059 -0.010 分散 0.023 0.005 観測数 11 11 自由度 10 10 t 値 -1.044	合併前 合併3年後 平均 -0.063 -0.021 分散 0.045 0.006 観測数 11 11 自由度 10 10 t 値 -0.666	合併前 合併3年後 平均 -0.002 -0.004 分散 0.000 0.001 観測数 11 11 自由度 10 10 t 値 0.385	合併前 合併3年後 平均 0.602 2.549 分散 8.482 64.928 観測数 11 11 自由度 10 11 t值 -1.006 -1.006	合併前 合併3年後 平均 0.016 0.001 分散 0.027 0.025 観測数 11 11 自由度 10 11 t 値 0.270	合併前 合併3年後 平均 -0.018 0.014 分散 0.001 0.005 観測数 11 11 自由度 10 10 t值 -1.315	字均 31.777 23.777 分散 5394.766 2078.008 觀測数 11 11 自由度 10 11 t値 0.516
合併前 合併4年後 平均 -0.082 0.004 分散 0.031 0.009 観測数 8 8 自由度 7 7 t値 -1.270	合併前 合併4年後 平均 -0.088 -0.001 分散 0.061 0.003 観測数 8 8 自由度 7 7 t値 -0.900	合併前 合併4年後 平均 -0.004 0.002 分散 0.000 0.000 観測数 8 8 自由度 7 t値 -1.550	合併前 合併4年後 平均 -0.158 1.899 分散 8.535 45.465 観測数 8 8 自由度 7 7 t値 -0.963	合併前 合併4年後 平均 0.029 0.023 分散 0.037 0.019 観測数 8 8 自由度 7 7 t值 0.085	合併前 合併4年後 平均 -0.020 -0.046 分散 0.001 0.007 観測数 8 8 自由度 7 7 t 値 0.799	合併前 合併4年後 平均 43.075 14.055 分散 7150.787 1743.787 観測数 8 8 自由度 7 1.112
合併前 合併5年後 平均 -0.097 0.004 分散 0.034 0.018 観測数 7 7 自由度 6 t値 -1.077 -1.077	合併前 合併 5年後 平均 -0.101 0.005 分散 0.070 0.007 観測数 7 7 自由度 6 t値 -0.892	合併前 合併5年後 平均 -0.005 -0.002 分散 0.000 0.000 観測数 7 7 自由度 6 6 t値 -0.470	合併前 合併5年後 平均 -0.373 1.009 分散 9.527 90.672 観測数 7 7 自由度 6 t值 -0.421 -0.421	合併前 合併5年後 平均 0.050 0.026 分散 0.039 0.024 観測数 7 7 自由度 6 t値 0.300 0.300	合併前 合併5年後 平均 -0.018 -0.017 分散 0.001 0.001 観測数 7 7 自由度 6 t 値 -0.082 -0.082	合併前 合併 5 年後 平均 47.787 4.936 分散 8135.341 1971.519 観測数 7 7 自由度 6 1.239

シェアの相違の検定結果

合併1年前~4年前のシェアの中央値と合併後のシェアの相違の検定結果

類型 の合併35事例(全事例)

	合併前中央値	合併1年後		合併前中央値	合併2年後
平均	0.254	0.244	平均	0.259	0.245
分散	0.037	0.036	分散	0.040	0.038
観測数	35	35	観測数	32	32
自由度	34		自由度	31	
t	-2.993	***	<u>_t</u>	-3.762	***

	合併前中央値	合併3年後
平均	0.284	0.268
分散	0.042	0.041
観測数	26	26
自由度	25	
t	-2.910	***

	合併前中央値	合併4年後
平均	0.275	0.254
分散	0.035	0.036
観測数	17	17
自由度	16	
<u>t</u>	-2.574	**

	合併前中央値	合併5年後
平均	0.280	0.255
分散	0.038	0.040
観測数	15	15
自由度	14	
t	-2.677	**

類型 の合併20事例(水平合併のみ)

	合併前中央値	百分子 百分子 百分子 百分子 百分子 日本
平均	0.314	0.302
分散	0.039	0.037
観測数	20	20
自由度	19	
<u>t</u>	-2.466	* *

	合併前中央値	i 合併2年後
平均	0.315	0.298
分散	0.041	0.039
観測数	19	19
自由度	18	
<u>t</u>	-2.960	***

	合併前中央値	i 合併3年後
平均	0.367	0.349
分散	0.037	0.037
観測数	14	14
自由度	13	
<u>t</u>	-2.417	**

	合併前中央値	合併4年後
平均	0.316	0.286
分散	0.030	0.031
観測数	9	9
自由度	8	
<u>t</u>	-2.555	**

	合併前中央値	合併5年後
平均	0.336	0.299
分散	0.034	0.038
観測数	7	7
自由度	6	
<u>t</u>	-2.488	**

類型 の合併17事例(水平合併かつ売上高比4倍以内)

	合併前中央値	i 合併1年後
平均	0.317	0.303
分散	0.044	0.042
観測数	17	17
自由度	16	
<u>t</u>	-2.497	**

	合併前中央値	合併2年後
平均	0.318	0.298
分散	0.047	0.044
観測数	16	16
自由度	15	
t	-3.250	* * *

	合併前中央値	合併3年後
平均	0.387	0.366
分散	0.043	0.044
観測数	11	11
自由度	10	
<u>t</u>	-2.242	**

	合併前中央値	合併4年後
平均	0.312	0.283
分散	0.034	0.035
観測数	8	8
自由度	7	
<u>t</u>	-2.199	*

	合併前中央値	合併5年後
平均	0.336	0.299
分散	0.034	0.038
観測数	7	7
自由度	6	
<u>t</u>	-2.488	**

合併1年前のシェアと合併後のシェアの相違の検定結果

類型 の合併35事例(全事例)

	合併1年前	合併1年後	合併 1 年前 合併 2 年後				合併1年前合併3年後				合併1年前	合併4年後		合併1年前合併5年後			
平均	0.254	0.250	平均	0.259	0.252	平均	0.285	0.279		平均	0.277	0.271	平均	0.282	0.274		
分散	0.038	0.037	分散	0.041	0.040	分散	0.043	0.042		分散	0.037	0.038	分散	0.042	0.043		
観測数	33	33	観測数	30	30	観測数	24	24		観測数	15	15	観測数	13	13		
自由度	32		自由度	29		自由度	23			自由度	14		自由度	12			
t 值	-1.619		t 値	-2.439	* *	<u>t 値</u>	-1.279		_	t 値	-0.816		t 值	-0.994			

類型 の合併20事例(水平合併のみ)

	合併1年前	合併1年後		合併1年前合併2年後			合併1年前合併3年後					合併1年前	合併4年後		合併1年前合併5年後			
平均	0.314	0.306	平均	0.313	0.303	平	均	0.370	0.359		平均	0.314	0.296	平均	0.338	0.315		
分散	0.040	0.038	分散	0.043	0.040	分	散	0.040	0.039		分散	0.035	0.034	分散	0.042	0.044		
観測数	19	19	観測数	18	18	観測	刂数	13	13		観測数	8	8	観測数	6	6		
自由度	18		自由度	17		自由	3度	12			自由度	7		自由度	5			
t值	-2.323	* *	t值	-2.460	* *	<u>t 1</u>	直	-1.394			t 値	-1.702		t 值	-1.715			

類型 の合併17事例(水平合併かつ売上高比4倍以内)

	合併1年前	合併1年後		合併1年前	合併2年後		合併1年前	合併3年後			合併1年前	合併4年後		合併1年前1	合併5年後
平均	0.317	0.309	平均	0.317	0.304	平均	0.391	0.382		平均	0.310	0.295	平均	0.338	0.315
分散	0.046	0.044	分散	0.050	0.047	分散	0.047	0.046	:	分散	0.041	0.040	分散	0.042	0.044
観測数	16	16	観測数	15	15	観測数	10	10	翻	見測数	7	7	観測数	6	6
自由度	15		自由度	14		自由度	9		É	由度	6		自由度	5	
t 值	-2.300	* *	t <u>值</u>	-2.652	* *	t 值	-1.072		1	t 値	-1.293		t <u>値</u>	-1.715	

企業結合に関する調査票 A (合併当事者)

以下について記入してください。

会社名		
ᄱᅔᄝᄼᄿ	所属・役職	
当委員会からの問い合わせ先	ふりがな 氏 名	
(回答責任者)	電話番号	

記入に当たっての御注意及びお願い

- 1 本調査票は ,「貴社が過去において行った企業結合」として <u>「 年 月の</u> <u>と の合併」</u>についてお聞きします。
- 2 本調査表の中の問6~8において対象としている商品は<u>「</u>」又は<u>「</u> です。
- 3 回答は、設問ごとの指示に従い、本調査票に直接記入してください。

問 1 貴社が当該合併を予定していることを<u>(ア)プレスリリースした年月日</u>はいつですか。また <u>((イ)プレスリリースの前に合併の事実が一般紙や業界紙に掲載された事実があれば,その年月日</u>も併せてお答えください。

ア		年	月	日
1	ある	年	月	日
	ない			

- 問2 貴社が合併するに至った背景はどのようなものでしたか。以下の選択肢の中から 該当する記号に「 」を付けてください(複数回答可)。
 - ア 国内需要の減退
 - イ グローバル競争の激化
 - ウ ライバル企業の合併・提携等
 - エ 取引先の合併・提携等
 - オ その他(
- 問3 貴社が合併を行った主な目的は何ですか。以下の選択肢の中から該当する記号に 「」を付けてください(複数回答可)。
 - ア 販売シェアの拡大
 - イ コスト負担の軽減
 - ウ 研究・技術開発部門の強化
 - エ 製品分野の補完
 - オ 業界における主導的立場の確保
 - カ市況の安定化
 - キ その他(

問4 合併前に,貴社は,具体的にどのような項目について,合併後いつごろまでに, どの程度の合理化を見込んでいましたか。また,合併後それは達成されましたか。 合理化を見込んでいた項目については,「見込みの有無」の欄に「」を付け(複 数回答可),合理化達成の目標時期と見込んでいた合理化の割合を記入し,達成状 況の欄には,下の選択肢の中から該当する記号を記入してください。下表に掲げた 以外の項目について,合理化を見込んでいた場合には,同じ要領で「その他」の欄 に具体的にお書きください。

	見込みの有無	目標達成時期		見込んでいた 合理化の割合	達成状況 (下欄参照)
原材料費の削減		合併	年後	%削減	
物流費の削減		合併	年後	%削減	
人員の削減		合併	年後	%削減	
設備の統廃合		合併	年後	%削減	
その他		合併	年後		

達成状況の選択肢

- アできた。
- イ おおむねできた。
- ウ あまりできなかった。
- エ 全くできなかった。
- 問5 合併後,合併前に想定していたとおりの利潤は確保できましたか。合併1年後, 3年後及び5年後に分けて,それぞれの欄に下の選択肢の中から該当する記号を記 入してください。

	合併1年後	合併3年後	合併5年後
利潤の確保			

選択肢

- アできた。
- イおおむねできた。
- ウ あまりできなかった。
- エ 全くできなかった。

問 6 合併前の販売シェア(合併当事会社双方の合計)と比較して、合併後の販売シェ アはどうなりましたか。合併直後~合併1年後程度 を目途に、以下の選択肢の中か ら該当する記号に「」を付けてください。

ア	大幅に拡大した。	ア	大幅に拡大した。
1	若干拡大した。	1	若干拡大した。
ゥ	特に変わらなかった。	ウ	特に変わらなかった。
エ	若干縮小した。	エ	若干縮小した。
オ	大幅に縮小した。	オ	大幅に縮小した。

問7 合併後,貴社はどのように価格設定の考え方を変更しましたか。合併直後~合併 1年後程度を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。

ア 合併前と比較して,他社との競争を重視した対抗的価格設定を行った。	ア 合併前と比較して,他社との競争を 重視した対抗的価格設定を行った。
イ 合併前と比較して,利益確保を重視	イ 合併前と比較して,利益確保を重視
した価格設定を行った。	した価格設定を行った。
ウ 合併前後で価格設定の考え方を特	ウ 合併前後で価格設定の考え方を特
に変更しなかった。	に変更しなかった。
エ その他(具体的にお書きください。)	エ その他(具体的にお書きください。)

問8 合併後,貴社はどのように生産数量の設定の考え方を変更しましたか。合併直後 ~合併1年後程度を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けて ください。

ア 合併前と比較して,シェアの維持・	ア 合併前と比較して,シェアの維持・
拡大を重視した生産数量の設定を行った。	拡大を重視した生産数量の設定を行った。
イ 合併前と比較して,過剰供給の抑制	イ 合併前と比較して ,過剰供給の抑制
を重視した生産数量の設定を行った。	を重視した生産数量の設定を行った。
ウ 合併前後で生産数量の設定につい	ウ 合併前後で生産数量の設定につい
ての考え方を特に変更しなかった。	ての考え方を特に変更しなかった。
エ その他(具体的にお書きください。)	エ その他(具体的にお書きください。)

- 問9 合併後,市況はどのように変わりましたか。合併直後~合併1年後程度を目途に, 以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 需要が減少傾向の中で,合併により競争が激化したため,市況が悪化した。
 - イ 需要が減少傾向にあったものの,合併により競争力が拮抗したため,思ったほど 市況が悪化しなかった。
 - ウ 需要が減少傾向にあったものの,合併により業界における主導的な立場となり, 業界秩序が確立され,思ったほど市況が悪化しなかった。
 - エ 需要が横ばい又は増加傾向の中で,市況が改善した。
 - オ 需要が横ばい又は増加傾向にあったものの,合併により競争が激化したため,思ったほど市況は改善しなかった。

+	その他(
//		

問10	合併後,研究・技術開発の成果の向上等により,長期的に生産性が改善された
場	릚合があれば,以下に具体的に記入してださい。
L	
四 1 1	問1かに関10に対する同 次の 補早前明乃が知音目等がございましたに知中
	問1から問10に対する回答の補足説明及び御意見等がございましたら御自 - お書きください
	問1から問10に対する回答の補足説明及び御意見等がございましたら御自 こお書きください。

質問は以上です。御協力誠にありがとうございました。

•	合併 (年)

調査対象品目名)

企業結合に関する調査票 B (ライバル企業)

以下について記入してください。

会社名		
ᄱᅔᄝᄼᄿ	所属・役職	
当委員会からの問い合わせ先	ふりがな 氏 名	
(回答責任者)	電話番号	

記入に当たっての御注意及びお願い

- 2 本調査票において「当該製品」とは,当該合併企業の製品のうち <u>「」</u>のことをいいます。
- 3 回答は、設問ごとの指示に従い、本調査票に直接記入してください。

・ 合併(年)

(調査対象品目名)

- 問1 貴社は,合併当時,当該製品分野について合併企業と競合関係にありましたか。 以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 競合関係にあった。
 - イ 自社は当時,当該製品を製造していなかったため,競合関係になかった。

問9へ

ウ 自社は当時,当該合併企業の関連会社であったため,競合関係になかった。

問9へ

以下の問2から問8までは,問1で「ア」と回答した方に伺います。

- 問2 合併後,当該合併企業は,どのように価格設定の考え方を変更したとお感じになりましたか。合併直後~1年後程度を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 合併前と比較して,他社との競争を重視した対抗的価格設定を行った。
 - イ 合併前と比較して,利益確保を重視した価格設定を行った。
 - ウ 合併前後で価格設定の考え方を特に変更しなかった。
 - エ その他(
- 問3 貴社は,問2でお答えいただいた当該合併企業の価格設定方針も踏まえて,どのように価格設定の考え方を変更しましたか。合併直後~1年後程度を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 合併前と比較して,他社との競争を重視した対抗的価格設定を行った。
 - イ 合併前と比較して,利益確保を重視した価格設定を行った。
 - ウ 合併前後で価格設定の考え方を特に変更しなかった。
 - エ その他()
- 問4 合併後,当該合併企業は,どのように生産数量の設定の考え方を変更したとお感じになりましたか。合併直後~1年後程度を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 合併前と比較して,シェアの維持・拡大を重視した生産数量の設定を行った。
 - イ 合併前と比較して,過剰供給の抑制を重視した生産数量の設定を行った。
 - ウ 合併前後で生産数量の設定についての考え方を特に変更しなかった。
 - エ その他(

・ 合併(年)

(調査対象品目名)

- 問5 貴社は,問4でお答えいただいた当該合併企業の生産数量設定方針も踏まえて, どのように生産数量の設定の考え方を変更しましたか。合併直後~1年後程度を目 途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 合併前と比較して,シェアの維持・拡大を重視した生産数量の設定を行った。
 - イ 合併前と比較して,過剰供給の抑制を重視した生産数量の設定を行った。
 - ウ 合併前後で生産数量の設定についての考え方を特に変更しなかった。
 - エ その他(
- 問6 合併後,貴社の販売シェアはどうなりましたか。合併直後~1年後程度を目途に, 以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 大幅に拡大した。
 - イ 若干拡大した。
 - ウ特に変わらなかった。
 - エ 若干縮小した。
 - オ 大幅に縮小した。
- 問7 合併後,市況はどのように変わりましたか。合併直後~1年後程度を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 需要が減少傾向の中で,合併により競争が激化したため,市況が悪化した。
 - イ 需要が減少傾向にあったものの,合併により競争力が拮抗したため,思ったほど 市況が悪化しなかった。
 - ウ 需要が減少傾向にあったものの,合併により業界における主導的な立場となる企業が出現し,業界秩序が確立され,思ったほど市況が悪化しなかった。
 - エ 需要が横ばい又は増加傾向の中で,市況が改善した。
 - オ 需要が横ばい又は増加傾向にあったものの,合併により競争が激化したため,思ったほど市況は改善しなかった。
 - カ その他(
- 問8 貴社にとって,当該合併によるメリットはありましたか(複数回答可)。
 - ア 合併により,合併企業の技術革新が進み,業界全体の技術レベルが向上した。
 - イ 合併により,合併企業が新商品を開発したことで新規市場が開拓された。
 - ウ 合併により,合併企業の効率性がかえって悪化し,自社が競争上優位に立つことができた。
 - エ 合併により,業界全体として販売先との間の力関係が改善した。
 - オ その他(
 - カー特にメリットはなかった。

•	合併 (年)

(調査対象品目名)

問 9	問 1	から問8	3 に対する	る回答の補足	説明及び御	意見等がご	ざいました。	ら御自由に
	お書き	ください	١,					

質問は以上です。御協力誠にありがとうございました。

•	合併 (年)

調査対象品目名)

企業結合に関する調査票 C(取引先企業)

以下について記入してください。

会社名		
고 주 문 소 소 소 소 소 소 소 소 소 소 소 소 소 소 소 소 と み と み	所属・役職	
当委員会からの問い合わせ先	ふりがな 氏 名	
(回答責任者)	電話番号	

記入に当たっての御注意及びお願い

- 2 本調査票において「当該製品」とは、当該合併企業の製品のうち <u>「」</u>のことをいいます。
- 3 回答は、設問ごとの指示に従い、本調査票に直接記入してください。

・ 合併(年)

(調査対象品目名)

- 問 1 貴社は,当該製品について,合併前にどの企業の製品を直接又は間接的に購入していましたか。以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 当該合併企業の製品のみを購入していた。
 - イ 当該合併企業以外の企業の製品のみを購入していた。
 - ウ 当該合併企業及びそれ以外の企業の製品双方を購入していた。
 - エ 当該製品を購入していなかった。 ____問6へ

以下の問2から問5までは,<u>問1で「ア」,「イ」又は「ウ」と回答した方</u>に伺います。

- 問2 <u>問1で「ア」又は「ウ」と回答した方</u>に伺います。合併後,<u>当該合併企業は</u>,どのように価格設定の考え方を変更したとお感じになりましたか。<u>合併直後~1年後</u>程度を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 合併前と比較して,価格を引き下げてでも他社との競争上優位に立とうとしていた。
 - イ 合併前と比較して,利潤確保のために価格の引上げ・安定を図ろうとしていた。
 - ウ 合併前後で価格設定の考え方を特に変更しなかった。
- 問3 <u>問1で「イ」又は「ウ」と回答した方</u>に伺います。合併後,<u>当該合併企業以外の企業は</u>,どのように価格設定の考え方を変更したとお感じになりましたか。**合併直後~1年後程度**を目途に,以下の選択肢の中から該当する記号に「」を付けてください。
 - ア 合併前と比較して,価格を引き下げてでも他社との競争上優位に立とうとしていた。
 - イ 合併前と比較して,利潤確保のために価格の引上げ・安定を図ろうとしていた。
 - ウ 合併前後で価格設定の考え方を特に変更しなかった。

・ 合併(年)

(調査対象品目名)

	<u>いた方</u> に伺います。貴社は , このような価格設定方 ましたか。以下の選択肢の中から該当する記号に
「 」を付けてください(複数回	回答可)。
ア 今まで取引していなかったメ-	-カーの製品の購入を検討した。
イ 輸入製品の購入を検討した。	
ウ 価格交渉力の強化等のため,目	自社の同業他社との連携を強化した。
エーその他()
オ 特に対応策を採らなかった。	
	業の価格競争はどのように変わったと思われます
	る記号に「 」を付けてください(複数回答可)。
ア 合併企業とライバル企業の価格	
	周的行為により,価格競争が減退した。
	勺立場となり,価格競争が減退した。 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
エーその他()
オー特に変化はなかった。	
問6 問1から問5に対する回答の	補足説明及び御意見等がございましたら御自由に
お書きください。	
の首とくだとい。	
の首とください。	
の首とください。	
の首とください。	
OEC (ICCVI)	
OEC VICCVI	
OEC (ICCVI)	

質問は以上です。御協力誠にありがとうございました。